

諸外国における
規制の政策評価に関する調査研究

令和6年3月

行政管理研究センター

目次

はじめに	1
第1章 アメリカ	2
第2章 イギリス	31
第3章 オーストラリア	59
おわりに	82

はじめに

本調査研究は、規制影響分析（Regulatory Impact Analysis：RIA）の先進事例とされるアメリカ、イギリス、オーストラリアの3カ国のRIAの取組及び実態について取りまとめたものである。

経済社会構造が急速に変化する中で、限られた資源を有効に活用し、国民に信頼される行政を展開するために、OECD各国ではエビデンス（証拠）に基づく政策形成

（Evidence-Based Policy Making: EBPM）の推進が図られている。日本においても、EBPMを政府全体で推進するために、各府省では、政策の目的と手段の因果関係を明確にし、エビデンスに基づく政策効果の把握・分析することの重要性が認識され、そのための取組が行われてきた。そのうちの 하나가、規制の導入が与える影響を可能な限り客観的に分析し、それを元に意思決定を行うツールとしての規制影響分析である。

現在、日本においては、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）及び同法施行令（平成13年9月27日政令第323号）に基づいて、各行政機関で法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃に係る規制の事前評価を行うこととされている。本調査は、この規制の政策評価を推進し、向上するために、先行してRIAに取り組んできた事例として、アメリカ、イギリス、オーストラリアのRIAについて、現行の取組をまとめ、各国が行うRIAの質の向上に向けた知見を得ることで、日本におけるEBPMの実践に資することを目的とする。

I アメリカ

第1章では、米国の規制策定プロセスにおける規制の影響評価（Regulatory Impact Assessment: RIA）について、その概要を整理する。米国の規制策定プロセスについては、1993年に公布された大統領令12866に基づく制度が現在も大枠で維持されており、その概要は既に先行研究で説明されている¹。そのため、本稿では大統領令12866公布以降の展開、特にバイデン政権が発した2023年4月6日の大統領令14094「規制審査の最新化」による「重要な」規制の定義の変更、規制措置の費用便益の測定と報告を標準化するガイドライン「サーキュラー（Circular）A-4」の改定、及び規制策定プロセスへの市民参加の促進に焦点を当てて説明する²。

1 米国 RIA 制度の歴史的展開

（1）RIA の制度化と大統領令 12866 「規制の策定と審査」

米国の RIA は、行政機関に全ての主要な（major）規制について費用便益分析の使用を求めたレーガン政権下の1981年2月17日の大統領令12291によって正式に開始した。大統領令12291は大統領府の行政予算管理局（Office of Management and Budget: OMB）を RIA の中心機関として指定し、前年に文書業務削減法（1980 Paperwork Reduction Act）によって OMB 内に設立されていた「情報及び規制問題室（Office of Information and Regulatory Affairs: OIRA）」が規制の審査を担うことになった。だが、大統領令12291は、政府機関から OMB に不当に権限を移譲するものであり、OIRA が規制審査を無期限に延期できることが環境や安全に関する必要な規制策定の妨げとなっているといった批判を受けることとなった³。

¹ 総務省行政評価局『諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究——報告書』（平成20年3月）；総務省行政評価局『規制の事前評価の費用・便益分析における定量化の手法に関する調査研究』（平成22年1月）。米国の規制策定プロセスと RIA については、以下の文献等でも記述がなされている。岸本充生「規制影響評価（RIA）の活用に向けて：国際的な動向と日本の現状と課題」『経済系』第275集、2018年11月；岸本充生「トランプ政権における規制改革——規制影響分析（RIA）とレギュラトリーサイエンスの役割」『評価クォーターリー』No. 53、2020年4月、26-44頁。

² 以下、特に記載がない限り、米国の規制審査の仕組みについては、OIRA 審査中の政府機関の文書の状態に関する情報を提供する Web サイトである RegInfo.gov における OIRA による説明（FAQ）を参照する。<https://www.reginfo.gov/public/jsp/Utilities/faq.jsp>

³ Congressional Research Service, "Presidential Review of Agency Rulemaking," April 5, 2005.

こうした批判を受け、1993年9月30日、クリントン大統領は、①新規及び既存の規制に関する計画と調整の強化、②規制の意思決定過程における連邦機関の優位性の再確認、③規制の審査と監視の整合性と正統性の回復、④規制策定プロセスを市民に対してより公開された、アクセスしやすいものにする、の4点を目的とする大統領令12866「規制の策定と審査」を公布した。この大統領令12866が、現在まで、OIRAが政府機関による規制案及び最終的な規制措置（案）を審査するプロセスの実施根拠となっている。

大統領令12866は、全ての「重要な」規制措置について発効前のOIRAの審査を義務付け、政府機関に対し、規制に対する費用便益分析と、便益が費用に見合う合理的な決定にのみ基づく措置を講ずることを、政府機関に要求している。OIRAによる規制審査の仕組みは基本的に大統領令12291を踏襲しているが、OIRAの審査対象を経済に年間1億ドル以上の影響を与えるもの等の「重要」(significant)なものに限定したため、OIRAの審査対象となる規制の数は半減した⁴。OIRAは、毎年500～700件の規制措置を重要なものとして指定している⁵。

（2）大統領令12866以降の展開①：大統領令13563と「事後評価」

上述した通り、米国のRIAは基本的に大統領令12866によって規定されているが、その後発せられたいくつかの大統領令によって新たな要素が加わっている。2011年1月18日、オバマ政権は大統領令13563「規制及び規制審査の改善」を発表し、経済成長、イノベーション、競争力、雇用創出を促進しつつ、公衆衛生、安全及び環境を保護することの重要性を強調した。大統領令13563の構成は、図表1-1の通りである。

図表 I-1：大統領令13563の構成

第1条	規制の一般原則 (General Principles of Regulation)
第2条	市民参加 (Public Participation)
第3条	統合とイノベーション (Integration and Innovation)
第4条	柔軟なアプローチ (Flexible Approaches)

⁴ 岸本「規制影響評価 (RIA) の活用に向けて」、40頁。なお、後述するように、「重要な (significant) 規制」の経済的基準は、大統領令14094により経済に年間2億ドル以上の影響を与えるものとなっている。

⁵ RegInfo.govにおけるOIRAによる説明 (FAQ) によるが、「重要な規制」の定義が大統領令14094以前の経済的基準の下での数字である。

第 5	科学 (Science)
条	
第 6	既存の規制の事後分析 (Retrospective Analyses of Existing Rules)
条	
第 7	一般条項 (General Provisions)
条	

大統領令 13563 は、大統領令 12866 の原則・構造・定義を再確認し、費用を重視する大統領令 12866 を支持する一方で、政府機関は「量的及び質的な費用と便益を考慮しなくてはならない」としている。つまり、政府機関に「予想される現在及び将来の費用と便益をできるだけ正確に定量化する」最善の手法を使用することを求めているが、「公平性、人間の尊厳、公正性、分配効果等を含む定量化が困難あるいは不可能な価値」を考慮し、議論することも認めている。

さらに、大統領令 13563 は、規制策定の指針となる新しい原則として、政府機関に次の 5 点を指示している。

- ①透明性とコメントを促進するために関連文書を regulations.gov で利用可能にするなど、市民の参加を促進すること (第 2 条)。
- ②規則を簡素化し、調和させるために相互に協力すること等によって、「冗長な、矛盾する、または重複する要件」を削減すること (第 3 条)。
- ③警告や開示要件を含む規制上の問題に対し柔軟なアプローチを特定し、検討すること (第 4 条)。
- ④科学的公正性を促進すること (第 5 条)。
- ⑤既存の重要な規制に対し、修正、合理化、拡大、あるいは廃止するべきか決定するために、事後の分析を行う計画を作成すること (第 6 条)。

第 6 条により、大統領令 13563 は、既存の「重要な」規制に対する「事後評価」の促進を試みている。また、大統領令 13563 のフォローアップとして、オバマ政権は続いて 2012 年 5 月 10 日に大統領令 13610「規制による負担の特定と削減」を発表し、各省庁に事後評価の計画を策定し、OIRA に提出することを要求している。この大統領令 13563 第 6 条及び大統領令 13610 に基づく事後評価の取り組みについては、後述する⁶。

⁶ オバマ政権下の連邦政府における規制の事後評価の歴史的展開については、Joseph E. Aldy, “Learning from Experience: An Assessment of the Retrospective Reviews of Agency Rules and the Evidence for Improving the Design and Implementation of Regulatory Policy,” Prepared for the Administrative Conference of the United States.

続くトランプ政権でも、既存の規制に対する評価と緩和の取り組みが行われた。トランプ政権は、2017年1月30日に公布された大統領令13771「規制の削減と規制費用の抑制」で、連邦行政機関が1つの新たな規制を公布する際に2つ以上の既存の規制を廃止するよう義務付けする“Two-for-One”ルール等を設置し、また連邦行政機関ごとの規制遵守費用の上限を決めておく「規制予算」(regulatory budget)が導入された⁷。2017年2月24日に公布された大統領令13777「規制改革アジェンダの実施」では、規制改革を進めるために規制改革オフィサー(regulatory reform officer)と規制改革タスクフォース

(regulatory reform task force)が各省庁に設置された。さらに、トランプ政権は、2019年10月9日大統領令13891「改良版の省庁の指針文書を通じた法の支配の促進」を公布し、各省庁は、規制相当の指示であるにもかかわらず規制として発出しないことで大統領令12866によって義務付けられるRIAの対象外となっていた指針文書(ガイダンス)のデータベースを作成することや、「重要な指針文書」の公布にあたっては「重要な規制」と同様にOIRAによる審査や事前告知、パブリックコメント手続きを用いることが求められた⁸。

しかし、これらのトランプ政権による規制改革は、2021年1月20日に新しく就任したバイデン大統領による大統領令13992によって取り消されることとなった⁹。

(3) 大統領令12866以降の展開②：大統領令14094「規制審査の最新化」とサーキュラーA-4の改定

2021年1月20日、バイデン大統領は、大統領覚書「規制審査の最新化」により、

<https://www.acus.gov/research-projects/retrospective-review-agency-rules>を参照。なお、こうした大統領令の「機関」(agency)に「独立規制機関」(independent regulatory agencies)は含まれていないため、オバマ政権は大統領令13579「規制及び独立行政機関」で、独立規制機関も、行政機関と同じく、大統領令13563の目標を促進すべきであるとした。ただし、これは独立規制機関が規制に関する大統領令12866や大統領令13563に定められた指針に従う義務があるわけではないと解されている。OMB, M-11-10, “Executive Order 13563, “Improving Regulation and Regulatory Review,” February 2, 2011. https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/legacy_drupal_files/omb/memoranda/2011/m11-10.pdf; 河村賢治『会社・金融市場規制の影響分析にどう向き合うべきか』日本証券事業協会、133-134頁。
<https://www.jsda.or.jp/about/kawamuraronbun.pdf>

⁷ 岸本「トランプ政権における規制改革」、4-5頁。

⁸ 同論文、7頁。

⁹ なお、大統領令13992によって取り消された大統領令は、大統領令13771、13777、13875、13891、13892、13893である。

OMB に対し、規制審査を改善し、最新化するよう指示した。この規制審査の最新化には、規制審査のプロセスにおける効率性、透明性及び包括性の促進のほか、利害関係者と市民参加による情報提供の促進と規制分析の改善が含まれる。規制分析の改善については、分析が「科学的・経済的研究の新たな展開を反映する政策を促進」することに加えて、「定量化が困難または不可能な規制上の利益をよく考慮」し、さらに「不利な立場にある、脆弱な、または疎外されたコミュニティに対し、規制の取り組みが適切な利益をもたらす、不適切な負担を与えないようにする」ために規制の分布結果を考慮するように指示がされた。

この大統領覚書を元として発表されたのが、2023年4月6日の大統領令 14094（規制審査の最新化）である。大統領令 14094 の構成は図表 2 の通りである。

図表 I-2：大統領令 14094 の構成

第 1 条	規制審査プロセスの効率の向上 (Improving the Effectiveness of the Regulatory Review Process)
第 2 条	包摂的な規制政策と市民参加の積極的推進 (Affirmative Promotion of Inclusive Regulatory Policy and Public Participation)
第 3 条	規制分析の向上 (Improving Regulatory Analysis)
第 4 条	一般条項 (General Provisions)

大統領令 14094 第 1 条により、大統領令 12866 第 3 条 (f) の定める「重要な規制措置」の定義は変更されることとなった。元々の大統領令 12866 では、「重要な」規制措置の経済的基準は経済に年間 1 億ドル以上の影響を与えるもの又は経済等に対して物質的な悪影響を与えるものとされていたが、この基準が「年間 1 億ドル以上」から「年間 2 億ドル以上」に改められた。さらに、この基準は、国内総生産の変化に伴い、OIRA 長官により 2 年ごとに調整されることになっている。

また、大統領令 14094 は、第 2 条で、規制策定プロセスへの市民参加の促進について定めており、「実行可能かつ適用法令と一致する範囲で、規制措置は、利害関係のある、あるいは影響を受けるコミュニティ、州・地方・準州・部族政府の機関と公務員、民間その他規制対象となる団体の利害関係者や影響を受ける当事者、関連分野の専門知識を有する者、及び市民全体からの意見に基づいて策定される必要」があり、特に、十分にサービスを受けられていない地域社会を含む、様々な利害関係者や影響を受ける当事者が公平かつ有意義にプロセスに参加できるように、市民参加の機会が設計されるものとしている。

さらに、大統領令 14094 は、第 3 条で規制分析の向上を掲げ、特に規制の分配効果と公

正性の認識を強調したうえで、そのために、大統領令 14094 の公布から 1 年以内に、OIRA は、2003 年以降改定されてこなかった、連邦政府の規制措置の費用便益の測定と報告を標準化するガイドライン「サーキュラー（Circular）A-4」を改定することになった。

以上の大統領令 14094 による市民参加の促進とサーキュラーA-4 の改定の詳細については、後述する。

2 米国 RIA 制度

（1）大統領令 12866 が定める規制策定プロセスと RIA

ア RIA の実施根拠とその対象

大統領令 12866 に規定される RIA 制度については、上述した通り既に先行研究で詳述されているので、ここではその概要を述べるにとどめる。

大統領令 12866 は、その第 3 条（d）で、「規制（regulation 又は rule）」の定義を「連邦政府機関が法的拘束力（the force and effect of law）をもたせようとする一般的な適用及びそれが将来にもたらす効果をまとめたものであって、法や政策の履行、解釈、規定を目的として、

もしくは連邦政府機関の手續上・実務上の要件を規定するもの」とする¹⁰。

ただし、同条は、その除外として、次のものは含まないとしている。

- ①合衆国法典第 5 編第 556 条、第 557 条に規定される正式（公開聴聞会等）の手續を経て公告された規制
- ②軍事、外交に関連する規制（調達に関するもの、非防衛関連物品・サービスの輸出入を含むものを除く）
- ③連邦政府機関の組織・管理・人事に限定される規制
- ④OIRA 長官によって指定された上記以外の規制

連邦政府機関は規制を発行する権限を持つが、これは議会によって与えられるもので、議会が政府機関に規制を発行するよう要求する場合もあれば、議会が政府機関にその裁量を与える場合もある。連邦政府機関が新しい規制を提案し、制定する過程は行政手続法（Administrative Procedure Act: APA）によって定められており、APA により、政府機関は、新しい規則を制定する前に公告を行い、意見を求めることになっている。また、APA は連邦裁判所における規則の司法審査の過程も定めている。さらに、議会審査法

¹⁰ 邦訳は総務省行政評価局『諸外国における RIA の質の確保に関する調査研究 報告書』（平成 20 年 3 月）による。

(Congressional Review Act: CRA)により、連邦政府機関は上院・下院に新たな最終ルールを全て提出する必要があるとあり、議会は連邦政府機関が発行した新しい規制を審査し、拒否することができる。なお、「規制に関する知る権利法 (Regulatory Right-to-Know Act)」により、1997年以降、OMBは議会に対し、連邦政府が1年間に公布した主要な規制の費用及び便益についての報告を行うことが義務付けられている。

イ 連邦規制の策定プロセス

連邦規制の策定プロセスは次の通りである¹¹。

①策定予定の規制について「統一アジェンダ」に掲載

規制所管官庁は、将来的に規制を策定する予定がある場合、その規制について、春又は秋の「統一アジェンダ (Unified Agenda)」に掲載する。大統領令 12866 は、統一アジェンダに掲載すべき最低事項として、(i) 規制識別番号 (Regulation Identifier Number : RIN)、(ii) 規制措置の概要、(iii) 規制措置の法的権限、(iv) 規制措置の法的期限、(v) 所管官庁担当者の氏名及び電話番号を定めている。政府機関は規制柔軟性法 (Regulatory Flexibility Act : RFA) でも中小企業等に重大な影響を与える規制措置について説明する「規制の柔軟性に関するアジェンダ」を半年ごとに公表することが定められており、「統一アジェンダ」の公表をもってこの要件を満たしている。「統一アジェンダ」は、RegInfo.gov 及び Regulations.gov に投稿され、またそのほとんどが連邦官報 (Federal Register) にも掲載される。

②「提案ルール」(proposed rule) の作成

規制所管官庁は、規制の策定にあたり、その規制の事前公告が必要か判断し、必要な場合は「提案ルール」を作成する。APA553 条は、「正当な理由」による例外 (実行不可能、不必要、または公共の利益に反する場合) に該当しない限り、規制所管官庁が規制の策定を行う際に事前に公告を行うように定めている。一般的に、例外に該当するのは、(i) 一般の人々が関心を持たない、又は政府機関の裁量がほとんど存在しない軽微な決定の場合、(ii) 事前公告が規制の目的を無効にする場合、(iii) 人々や財産への差し迫った危害を軽減するために即座の行動が必要とされる場合、(iv) 議会が通知とコメントの要件を暗黙に免除した場合などであり、該当しない場合、提案ルールは「提案ルール策定通知」(NPRM) の形で作成される。

なお、提案ルールの作成段階で、政府機関が規制の影響についての意見や情報を求める

¹¹ ICF, “The Reg Map,” 2020.

https://www.reginfo.gov/public/reginfo/Regmap/REG_MAP_2020.pdf; 岸本「規制影響評価 (RIA) の活用に向けて」、41 頁。

ための事前通知 (Advance Notice of Proposed Rulemaking: ANPRM) を連邦官報に掲載する場合もある。

NPRM として作成される提案ルールは、規制 (案) の基盤と目的が専門家以外にも理解できるようにするための前文と、規制条文 (案) の説明から構成される。連邦行政命令集 (Code of Federal Regulations) の第 1 編 (総則) 18 条 12 は、前文が含むべき情報と書式を図表 3 のように規定している。なお、この書式は最終ルール等でも同様である。

図表 I-3 : 前文に含むべき情報

所管官庁名 (AGENCY) :	_____ (規制を発する官庁名)
手続 (ACTION) :	_____ (意思の通知)、(事前通知 (ANPRM))、 (提案ルール)、(最終ルール)、(その他)
概要 (SUMMARY) :	_____
	(i) 取られる措置、(ii) 措置が必要とされる状況、及び (iii) 推定される措置の効果について簡易な文章で簡潔に記述する)
日程 (DATES) :	_____ (パブリックコメントの提出期限) (効力発生予定日) (発効日) (ヒアリングの日) (その他)
連絡先 (ADDRESSES) :	_____ (関連する連絡先)
詳細問い合わせ先 (FOR FURTHER INFORMATION CONTACT) :	_____
	(本件について詳細を問い合わせる際の行政機関の担当者名及び電話番号)
補足情報 (SUPPLEMENTARY INFORMATION) :	_____
	(補足情報には、該当する場合に、次の情報が含まれる。(i) 規制の背景及び主要な問題に関する議論、(ii) 最終ルールの場合は提案ルールとの重要な違い、(iii) 重要なパブリックコメントへの応答、(iv) その他、所管官庁が必要と考える情報)

ICF が発行する“The Reg Map”は、前文では (i) 規制の背景と履歴、(ii) 考えられる代替措置、(iii) 適用法令や大統領令に従っていることの記述が含まれる必要があるとしている。また、NPRM では、(i) 法的根拠、(ii) 規制の条文 (案)、(iii) 各条文の根拠 (規制の必要性、規制によって達成される目的、規制の策定に使用したデータ、研究、分析、前提) が説明されるなくてはならない。

③OIRA による提案ルールの審査 (RIA) ——比例制の原則

規制が大統領令 12866 に定める「重要な」規制に該当する場合、所管官庁は、OIRA に作成した「提案ルール」と、その RIA 案を提出する。大統領令 12866 が定める「重要な」規制は、(i) 経済に年間 2 億ドル以上の影響を与えるもの又は経済等に対して物質的な悪影響を与えるもの、(ii) 重大な矛盾を引き起こすもの又は別の政府機関が実施あるいは計画した措置を妨害するもの、(iii) 補助金等に財政的影響を与えるもの又はその受領者の権

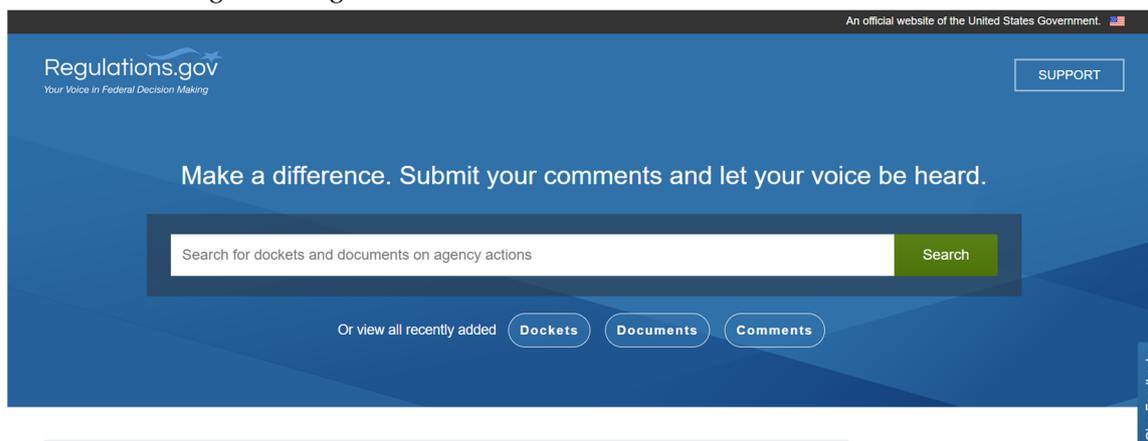
利と義務を実質的に変更するもの、(iv) 大統領令等から外れた、新たな法的又は政策的問題を提起するものがある。なお、大統領令 12866 が定めていた規制評価の対象となる「重要な」規制の (i) の経済的基準は、以前は 1 億ドル以上となっていたが、大統領令 14094 によって 2 億ドル以上と改められた。

④提案ルール策定通知 (NPRM) の発表とパブリックコメントの募集

「提案ルール」が OIRA に承認された場合、所管官庁は APA553 条に従い、NPRM を連邦官報に掲載し、市民がパブリックコメントを提出する機会を設ける。APA553 条は、NPRM には、(i) 公的な規制策定手続きの日付、場所、性状についての説明、(ii) 規制の法的権限への言及、(iii) 規制 (案) の条文または内容、あるいは関連する問題の記述、の 3 点が含まれるものとしている。また、NPRM には RIN も記載される必要がある。大統領令 12866 は、パブリックコメントの募集期間は少なくとも 60 日間設けるように規定している。

パブリックコメントの募集方法としては、2002 年電子政府法 (E-Government Act of 2002) によりパブリックコメントのオンラインでの提出を可能にする必要があると定められており、政府機関は Regulations.gov (<https://www.regulations.gov/>) を通じてパブリックコメントを受け付ける。Regulations.gov は、市民が公開された規制措置を検討してコメントしたり、政府機関が提供する裏付け資料を閲覧したりすることを可能にする、政府全体のポータル・サイトである。図表 4 は、Regulations.gov のトップページである。なお、政府機関によっては、パブリックコメントを郵便や FAX、E メールで受け付けることもある。

図表 I-4 : Regulations.gov トップページ



(参照 : <https://www.regulations.gov/>)

所管官庁は、パブリックコメントとして提出された意見を検討し、「重要な問題」

(significant issues) と判断した場合に変更を加え、規制が発効される日付を記載した最終ルールを連邦官報に公表する際、受け取ったパブリックコメントについて説明し、回答しなければならない。

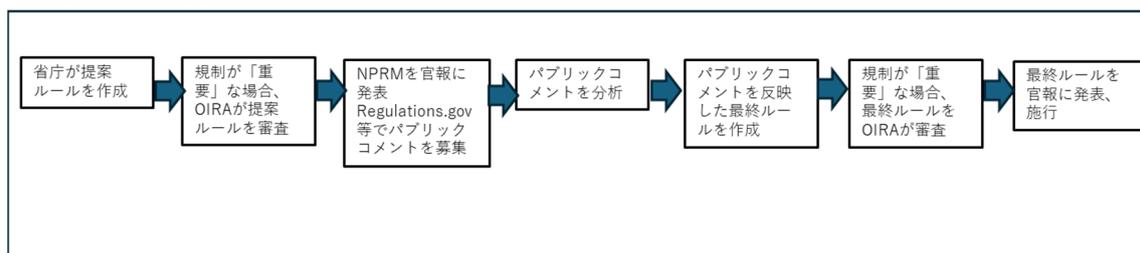
⑤最終ルールの作成と ORIA による審査 (RIA)

パブリックコメント等が反映された最終ルールは、その RIA 案とともに OIRA に提出され、審査を受ける。OIRA の審査期間は、大統領令 12866 により 90 日間に制限されているが、OMB の局長は、30 日を超えない範囲で 1 回限り審査期間を延長することが可能である。OIRA による審査の過程で、OIRA による再検討のための規制の「差し戻し」が行われることもある。例えば、規制が所管官庁の分析によって正当化されないと判断された場合に、「差し戻し」が行われる。しかし、「差し戻し」は必ずしも OIRA 又は OMB が規制の草案に反対しているということではない。さらに、OIRA の審査過程において、所管官庁は規制を撤回すること、あるいはさらに検討した後に再提出することが可能である。

OIRA の承認を受けると、最終ルールが連邦官報に掲載され、施行される。APA553 条により、規制は基本的に官報掲載後少なくとも 30 日間は効力を発しないこととされている。また、CRA は、規制が発効する前に、政府機関は当該規制とそれを支持する情報を議会及び米国会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) に提出する必要がある。さらに、CRA が「重要」とする規制については、少なくとも 60 日間は発効されないこととなっている。

以上の策定プロセスをまとめると、図表 5 の通りである。上述の通り、ORIA による RIA は 2 回、提案ルールの段階と最終ルールの各段階で行われる。

図表 I-5 : 連邦規制の策定プロセス



(岸本「規制影響評価 (RIA) の活用に向けて」41 頁、図 5 及び ICF, “The Reg Map”を基に作成)

(2) 米国 RIA における定量化のルールとサーキュラーA-4

ア 定量化のルールとサーキュラーA-4 (2003)

大統領令 12866 は、規制の策定において、所管官庁に「計画している規制の費用と便益

の両方を評価し、一部の費用及び便益は定量化が難しいと認識したうえで、計画している規制の便益が費用に見合うという合理的な判断にのみ基づいて規制を提案あるいは採用するものとする」としている。

所管官庁が大統領令 12866 や規制を知る権利に関する法律（Regulatory Right-to-Know Act）に基づく適切な規制分析を行うことを支援するために、OMB が 2003 年に公開したのが、適切な規制分析を定義し、連邦政府の規制措置の費用便益の測定と報告を標準化するガイドライン「サーキュラー（Circular）A-4」である。

2003 年版のサーキュラーA-4 は、優れた規制の分析には、①提案された規制措置の必要性の説明、②代替アプローチの検討、③提案された規制措置並びに主要な代替アプローチの費用と便益の（定量的及び定性的）評価が含まれる必要があるとしている。また、2003 年版サーキュラーA-4 では、規制措置と主要な代替アプローチの費用と便益を適切に評価するために、規制によって要求される行為が予測される便益にどのようにつながるかの説明、ベースラインの特定（例えば、「規制を実施しない場合」の将来予測や「次善の」代替案との比較）、及び、規制案と代替案の望ましくない副作用と付随的利点の特定の 3 点が必要だとしている。

分析に用いるアプローチについては、2003 年版サーキュラーA-4 は、主要な規制の策定において、可能な限り、費用便益分析（benefit-cost analysis: BCA）と、費用対効果分析（cost-effectiveness analysis: CEA）の両方が行われるべきであるとし、安全や公衆衛生の分野における規制の策定においても、期待される安全又は衛生上の成果に有効な金銭的価値を割り当てられる範囲において、BCA を行うことを求めている。定性的な議論は、有効性に関して定量化された情報が得られない特殊なケースに限り示されるとしている。

2023 年 4 月 6 日に発表されたバイデン政権における大統領令 14094「規制審査の最新化」は、規制審査の有効性を高め、規制策定プロセスへの市民参加を促進し、OIRA の市民との関わりにおける透明性と包括性を向上させるために新たな措置を講ずるとした。これを受けて、OIRA は、政府機関が潜在的な規制の代替案を選択するにあたり、科学的・経済的研究の新たな展開を反映し、定量化が困難な規制の影響をより確実に考慮するための手法を提供するために、サーキュラーA-4 を 20 年ぶりに改定することになった。サーキュラーA-4 の改定は、大統領令 14094 による規制審査改革の中核の一つである。なお、大統領令 14094 を受けて、OMB は、1992 年以降改定されてこなかった連邦投資の文脈における費用と便益の分析に関するガイダンスである「サーキュラーA-94」の改定も行っている。

イ サークュラーA-4 の改定

大統領令 14094 に従い、2023 年 4 月 6 日、OMB は、経済その他の分野における科学の発展を反映するためにサーキュラーA-4 の修正案を発行した。サーキュラーA-4 の修正案（以下、「2023 年版」とする。）は、分析範囲、代替規制アプローチ、便益と費用の見積も

りの策定、分配効果、不確実性の取り扱い、割引率などについてガイダンスが改定・拡張され、元の 2003 年版が 48 ページであったのに対し、2023 年版は 93 ページに及ぶものとなっている。2003 年版と 2023 年版のサーキュラーA-4 の構成を比較すると、図表 6 の通りである。

図表 I-6：サーキュラーA-4 の 2003 年版と 2023 年版の構成比較

2003 年版	2023 年版
A. イントロダクション	1. イントロダクション
B. 連邦規制措置の必要性	2. 分析アプローチ
C. 代替規制アプローチ	3. 分析範囲
D. 分析アプローチ	4. 分析ベースラインの作成
E. 費用と便益の特定と測定	5. 連邦規制措置の潜在的必要性の特定
F. 特殊な分析要件	6. 代替規制アプローチ
G. 計算書	7. 費用と便益の評価
H. 発効日	8. その他の重要な考慮すべき事項
	9. 移転
	10. 分配効果
	11. 不確実性の扱い
	12. 割引率
	13. 結果の質、客観性、透明性及び再現性
	14. 特殊な分析要件
	15. 結果及び計算書の表記
	16. 発効日

ジョージ・ワシントン大学規制研究所のヘイトシーの研究は、2003 年度版から 2023 年度版への主要な変更を 13 の項目ごとに挙げている¹²。以下は、ヘイトシーの研究に基づき、2023 年度版における主要な変更点を説明するものであるが、ヘイトシーの研究は 2023 年版の草案と 2003 年版を比較したものであり、ここでは、その後に行われたフェブリツィオ、ヘイ及びシーによる 2023 年版草案と最終版との比較¹³からも要点を組み込んで

¹² Sarah Hay and Zhoudan Xie, “Circular A-4: A Comparison between the 2023 Draft and the 2003 Circular,” *Regulatory Insight*, Regulatory Studies Center, The George Washington University, 2023/6/16.

https://regulatorystudies.columbian.gwu.edu/sites/g/files/zaxdzs4751/files/2023-06/a4_comparison_hay_xie_june2023_final.pdf

¹³ Mark Febrizio, Sarah Hay, and Zhoudan Xie, “Comparing the Draft and Final Circular A-

記述する。

①分析範囲

分析範囲における主要な変更点として、2023年版では、分析の地理的範囲に関する拡張が行われ、海外在住の米国市民権のない人々への影響を含んだ規制の国際的な影響を含むように記述がなされている。

2003年版は、政府機関は「合衆国の市民及び居住者に生じる便益と費用」に焦点を当てて分析するように指示がされ、米国の国境を越えて影響を与える可能性がある規則については、その影響は「個別に報告されるべき」となっていた。一方、2023年版では、多くの場合、一次分析の焦点は米国市民と居住者であるべきだが、規制の国際的な影響も考慮するように勧告がされ、特定の状況下では、海外に居住する米国市民だけでなく、非米国市民に規制が与える影響を検討するように奨励されている。なお、一次分析で規制のグローバルな影響を研究する際に「そうした影響が国外と国内で実際的かつ合理的に正確な方法で分離できない場合、あるいはそうした影響を国外と国内で分けて示すことが誤解又は混乱を招く場合」、米国市民への影響を分けて分析する必要はないとしている。

さらに、2023年版は、政府機関が「外国の事業者に対する規制の影響による」間接的な影響や米国の戦略的利益に対する規制の影響を考慮すること、分析が米国と他国との間の規制の差異を軽減するための外国当局との協力に情報を提供すると思われる場合に規制の海外における影響を含めることを奨励している。

分析の時間的範囲については、2023年版は分析に用いる時間的枠組みの起点と終点について明確な指示を与えている。特に、2023年版は規制が効果を発し始めると考えられる年を起点とすること、終点は全ての便益と費用を考慮するのに十分に遠い将来であることを推奨している。

②分析のベースライン

分析のベースラインについて、2023年版は、大半は2003年版の考え方を保持するものの、特定の状況で、規制施行後のベースラインを用いることを奨励している。改定前と変わらず、2023年版でも、政府機関が分析ベースラインを検討する際に、一連の要因（市場における展開、便益と費用に影響を与える外部要因の変化、規制の変更、既存の規制に対する順守の程度など）を考慮することや、規制の潜在的影響を評価する際に、規制措置がなかった場合に規制と密接に関わる事項がどうなるかを予測する「ノン・アクション」ベ

4,” *Regulatory Insight*, Regulatory Studies Center, The George Washington University, 2023/11/10.

https://regulatorystudies.columbian.gwu.edu/sites/g/files/zaxdzs4751/files/2023-11/insight_comparing_the_draft_and_final_circular_a4_final2.pdf

ースラインの使用を奨励している。

しかし、2023年版では、規制がなかった場合における将来の状況の変化が強調され、推定される規制の効果に重大な影響を与える状況の変化に「特に注意」することが勧告されている。また、2023年版は規制施行後のベースラインを改訂前よりも推奨し、「規制措置が存在しない場合でも自主的に実行される、又は政府機関が明らかに規制の裁量をほとんど有していない」法的要件を規制が改めて述べる場合、政府機関は規制の分析で規制施行後のベースラインを使用することができるとする。そうした場合には、政府機関が措置の裁量的要素に焦点を当てることが推奨されている。

③連邦規制措置の必要性の特定

改定前と変わらず、サーキュラーA-4は、規制は法律で必要とされるもの、法律の解釈に必要なもの、又は切実な必要性があるものに限るべきだとする大統領令12866の哲学に依拠し、政府機関は規制の必要性を定性的に、そして可能であれば定量的に記述すべきだとしている。

しかし、2023年版は、連邦規制措置が特別に必要とされる場合や、連邦規制が問題に対処する最善の方法であるかを判断する方法についての議論において異なる。例えば、2023年版は、非競争性を持つが排除性を持たないクラブ財を外部性の議論に加え、公共財の特徴を「便益が多くの人々のものとなるが、費用はたいてい数人に限られる」としている。また、財の相対的所有がその絶対的価値に影響を与える位置財も外部性を起こしうる財として議論に加えられている。

さらに、規制を正当化する理由として、2023年版は、情報処理の限界や意思決定におけるバイアスを含む行動バイアスに焦点を当てている。2023年版は、情報の非対称性と不完全性を論じるにあたり、依頼人（principal）と代理人（agent）間の情報の非対称性が非効率性をより悪化させることを強調している。意思決定バイアスについては、人々が複雑な問題に対して経験則を用いて意思決定を行い、それが系統的な誤差を引き起こして非効率的结果を導くことがあると示唆し、政府機関に、どの程度人々の行動が合理的選好を反映しているか、あるいは行動が意思決定バイアスによるものであるかを検討することなどを提案している。

加えて、2003年版も2023年版も、州及び地方レベルにおける規制を奨励することの費用と便益について論じ、州をまたいで活動する企業にとって「重複規制」がいかにコスト高になり得るか述べているが、2023年版は、州・地方・準州・部族政府に規制を委ねる潜在的費用をより強調している。2023年版では、州や地方政府が規制を行ったとしても問題に適切に対処できていない可能性があることが示唆され、分析は連邦政府の行動が最善のアプローチであることを示すかもしれないと述べている。

上記の変更点に加えて、2023年度版は、その最終版で、円滑かつ透明性の高い政府の業務の遂行にあたっての連邦措置の必要性について述べるにあたり、政府機関が提供してい

る財やサービスの質を減じることなく費用の削減ができたであろうにもかかわらず、それをしなかった場合、あるいは、より優れた財やサービスを比例する費用の増加なしに提供できたにもかかわらず、それをしなかった場合、それは「政府機関の失敗」とであると述べている。

④代替的な規制アプローチ

2023年版のサーキュラーA-4は、政府機関に対し、規制分析において、(i) 当該機関が選択したもの、(ii) 追加的な便益をもたらすがより費用がかかるもの、(iii) 費用は少ないが便益も少なくなるもの、といった少なくとも3つの選択肢を分析すること、また、異なる選択肢による異なる分配効果について考慮することを推奨している。異なる選択肢についてのガイダンスは改定前と大きく変わらないが、規制される最低値を超える緊急性が増した時のための「裁量規定」の検討や、最適な政策を検証するためのパイロット・プロジェクトの検討を可能にしている。特に、パイロット・プロジェクトについては、最終版で新たな項目が設けられ、選択肢の考慮において時間と資源が許す場合、パイロット・プロジェクトの使用が推奨されている。さらに、2023年版は、既定の設定の変更や情報提供方法の変更といった「ナッジ」を、選択肢を制限することなく消費者の福利を増す規制手法として追加している。

⑤便益と費用の評価

2023年版は、便益と費用の見積もりの策定において大きな変更を行っている。2003年版は、機会費用算出にあたり「支払い意思額」(willingness-to-pay: WTP)を最適なフレームワークとし、「受け取り意思額」(willingness-to-accept: WTA)を二次的方法としているが、2023年版は、機会費用を算出するうえで、WTPとWTAを同等の取り組みとしている。また、2023年版では、「真の評価」に影響を与える可能性がある行動バイアスを考慮して、WTPまたはWTAを調節する必要があるとしている。

加えて、2023年版は、2003年版と同様に商品やサービスの価値を測定するために顕示選好法を推奨しているが、市場データの間接的な使用に関しては2003年版と異なり、リソースが使用中に消費または劣化したかにかかわらず価値を含むように「利用価値」の定義を拡大している。また、「何もしないことが最大の福祉を生み出す『措置』になりうる」とも述べている。さらに、2023年版は顕示選好法の使用を推奨する一方で、規制分析における選好意識研究の使用について、より柔軟な姿勢を取っている。2003年版では、その他の条件が全て同じであれば、顕示選好研究は選好意識研究よりも優先されるべきだとされているが、2023年版は、「より質の高い選好意識研究よりも、より質の低い顕示選好研究は信頼度が低くなる」としている。

他にも、2023年版では、2003年版で「補助的な便益及び相殺リスク」と題されていた箇所を「追加的な便益と費用」と変更している。また、2023年版は、定量化あるいは収益

化が困難な便益と費用について、規制の効果全てを収益化しない柔軟性を認めている。2023年版は、最終版で、定量化されていない、又は収益化されていない便益と費用が重要であると考えられる場合に、その詳細が述べられるとともに、概要表を提出し、政策立案者や一般市民の考慮を促すことが求められている。

⑥その他の重要な考慮すべき事項

2023年版のサーキュラーA-4は、遵守、景気循環のダイナミクス、市場支配力、不完全かつ非対称の情報といった新たな論題を追加している。例えば、遵守については、規制の完全な遵守を仮定することは、特定の状況下では不適切であると示唆し、分析のベースラインに不完全な遵守に関する証拠を組み込むことを推奨している。また、情報提供的アプローチについて、単に情報を提供することでは、情報過多や一定程度の混乱を引き起こし、情報解釈のコストを上昇させるなど、不完全又は非対称な情報の問題を解決することはできないことを考慮すべきだとしている。

⑦移転

2003年版と同様に、2023年版のサーキュラーA-4は、一般的に費用や便益と移転とを分けて報告することを政府機関に推奨し、移転と便益や費用との区別を例示している。また、2023年版は、移転を考慮するための代替的アプローチとしては、移転を便益と費用の両方として考慮し、移転が正味の便益の見積もりにおいて体系的に扱われるようにすることが推奨されている。このアプローチへの変更による数学的な差異は生じないが、2023年版は、このアプローチの利点として、特に分布効果を考慮する場合に、異なる当事者への影響を明確に記述することができるとしている。

また、2023年版は、移転によって引き起こされる行動の変化について議論し、移転支出を行う規制は、影響を受ける個人の行動変容や、直接支出を受けない当事者への外部影響を引き起こす可能性があり、便益や費用に大きく影響しうることから、規制分析で考慮すべきとしている。加えて、2023年版は、政府から他の主体への移転に伴う厚生効果の見積もりに公的資金の限界費用を使用することについて、支出プログラムを行う規制は、通常、税制を相殺する変更を行わないため、この要素は分析に用いるべきではないとしている。

⑧分配効果

2003年版のサーキュラーA-4では、分配分析を行うための特定のアプローチについての指針は殆ど与えられなかったが、2023年版は、分配効果を考慮することを強調し、分配分析について拡充されたガイダンスを提供している。

2023年版では、まず、ベースラインにおける諸条件の分布の評価と提示の重要性を強調し、あるグループのベースラインを設定する場合、行政機関は、規制がない場合にグルー

プの人口動態が時間の経過とともに変化する可能性など、特定のダイナミクスを考慮する必要があるとす。また、2023年版は、行政機関が規制分析で提示した規制の各代替選択肢について分配分析を行うことを指示し、正味の（収益化された）便益の分布の差異のあり方により、行政機関は便益が高い規制措置よりも、便益が低い規制措置を選ぶ方を選択する場合があるとしている。さらに、2023年版は、行政機関が純便益の総計を推定する場合に、異なるグループに生じる費用と便益に重み付けをする可能性があり、そうした重み付けは財の限界効用逡減を説明するとしている。

⑨不確実性の扱い

不確実性の扱いについて、2023年版は、完全な開示と透明性の原則、完璧性と実用的な限界とのバランス、不確実性を分析するアプローチ（感度分析や確率分析等）の提案、代替的想定を検討といった要素は2003年版から保持しているが、不確実な結果の経済的価値の決定については異なる立場を取っている。2003年版では、不確実な結果の価値を測定する場合、一般的に行政機関は「リスク中立的」を仮定すべきだと規定されているが、2023年版では、行政機関に「リスク回避を含むリスク選好をどのように説明するか決定するよう指示している。2023年版は、人々は一般に同じ期待値でより不確かな結果よりもより確実な結果を好み、リスク回避が蔓延していることから、リスク回避を規制の分析に取り入れることを推奨し、規制の分析にリスク回避を取り入れるための代替的アプローチを2つ提案している。

⑩割引率

2003年版のサーキュラーA-4は、行政機関が費用と便益を見積もる場合に、3%の社会的時間選好率と、7%の資本利益率を、割引率として使用するよう指示していた。3%の社会的時間選好率は、米国の長期国債の実質収益率で近似され、1973年から2002年までの10年国債の平均利回りから消費者物価指数（CPI）の平均変化率を差し引いたものである。7%の資本収益率は、1992年の米国の民間投資の平均（税引前）収益率の推定値に基づいている。

2023年版では、既定の社会的時間選好率を2.0%としている。これは、直近30年間（1993年から2022年）の10年国債の平均利回りの平均値を用いたうえで、インフレーションを反映させるために個人消費支出（PCE）を加味して計算した数字である。

資本利益率については、2023年版は、民間投資の収益率の推定値に基づく割引率を設定するのではなく、シャドープライスアプローチを使用するよう推奨している。シャドープライスアプローチを使用した場合、全ての便益と費用は消費相当値に変換され、社会的時間選好率を用いて割引が行われる。つまり、規制分析における投資と消費への影響については、割引率は1つとなり、推奨される社会的時間選好率（2.0%）を用いることになる。

2023年版は長期的あるいは世代的な割引についても2003年版と異なっている。2003年版は、長期的な割引においても同様の割引率（3%及び7%）を用いるか、将来の世代の有用性に関する倫理的問題や長期的な時間軸における適切な割引率の不確実性を加味して低い割引率（1～3%の範囲）を用いることを提案している。2023年版も同様に、時間の経過とともに割引率を低くすることを推奨しているが、金融市場における過去の金利データや厚生分析における経済モデルを使用することで割引率のスケジュールを作成し、動的な割引率を用いることを推奨している。

⑪結果の質、客観性、透明性及び再現性

結果の質、客観性、透明性及び再現性について、2023年版は2003年版の基本的な原則を保持しているが、2023年版は、「連邦機関によって発信された情報の質、客観性、有用性及び完全性の確保と最大化に関するガイドライン」に基づき、規制の分析又は分析に含まれる情報が「影響力があるか」を決める裁量を行政機関が有していると追加している。また、2003年版と同様、2023年版も規制分析の透明性と再現性の要件を強調し、さらに一般公開される必要がある関係書類（結果を導くのに用いられた具体的な方法、設計パラメータ、アルゴリズム、コンピューター・コード等）について詳細な説明を行っている。

⑫特殊な分析要件

特殊な分析要件に関して、2023年版は、新たに「マイノリティや低所得層に対する健康的及び環境的影響」についての議論を追加し、大統領令12898に基づき、行政機関は「彼らのプログラム、政策、措置がマイノリティや低所得層に偏って高く有害な健康や環境への影響を起すものかどうか判断」し、可能な限りそうした影響に対処するように指示されている。

⑬計算書

2003年版における計算書に関するガイダンスは、議会審査法で定められた主要な最終規則に適用されるが、これは元々の大統領令12866による「経済的に重要な規則」とほぼ同等であり、経済に与える影響が1億ドル以上のものを対象として設定するものであった。しかし、先に述べた通り、大統領令14094により規制評価の対象となる重要な規制の経済的基準が2億ドル以上の影響を与えるものに修正され、2023年版サーキュラーA-4も、計算書が要求される基準を同様に修正している。

また、2023年版は、不確実性と早期死亡リスクに関する記述を削除し、行政機関が早期死亡リスクの低減を評価するために異なる推定値を使用する代替一次推定値を提示する必要がなくなっている。

以上の改定による変更をまとめたものが、図表7である。

図表 I-7：サーキュラーA-4 の改定における主要な変更

	2023 年版における主要な変更
分析範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・分析の地理的範囲に規制の国際的影響（海外の非米国市民への影響を含む）が含まれる。 ・分析の時間的枠組みの起点と終点について明確に指示。
分析のベースライン	<ul style="list-style-type: none"> ・2003 年版の考え方を大半保持。 ・特定の状況下では「規制なし」のベースラインの使用を推奨。
連邦規制措置の必要性の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦規制を正当化する理由として、行動バイアスに重点を置く。 ・州・地方・準州・部族政府に規制を委ねる潜在的費用をさらに強調。
代替的な規制アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府機関が評価すべき規制の代替アプローチについてより規範的な議論を含む。 ・「ナッジ」を規制アプローチに追加。
便益と費用の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・「支払い意思額」（WTP）と「受け取り意思額」（WTA）を対等な枠組みとして提案。 ・「補助的な便益及び相殺リスク」を「追加的な便益、費用、移転」に変更。 ・規制の全ての効果を収益化しないための柔軟性を認める。
その他の重要な考慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の完全な遵守を仮定することは、特定の状況下では不適切であると示唆。 ・情報提供的アプローチの問題点について、より多くのガイダンスを提供。
移転	<ul style="list-style-type: none"> ・移転を考慮するための代替的なアプローチを含む。 ・移転によって引き起こされる行動変化についての議論を含む。 ・公的資金の限界費用の使用についての議論を含む。
分配効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ベースライン策定における条件とダイナミクスの分布を強調。 ・規制の代替案に対する分配分析の役割を高める。 ・異なるグループに生ずる便益と費用に重みづけをするためのアプローチを提供。
不確実性の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・不確実な結果の値の測定における「リスク中立的」の仮定を放棄。 ・規制の分析にリスク回避を取り入れるために2つの代替的アプローチを提案。
割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・既定の社会的時間選好率を 2.0%とする。 ・投資への影響について、シャドープライスアプローチを推奨。 ・長期的な割引では動的な割引率を推奨。

結果の質、客観性、透明性及び再現性	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の分析が「影響力があるか」を決める際の政府機関の裁量を認識。 ・一般公開される必要がある関係書類についてより詳細に説明。
特殊な分析要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「マイノリティや低所得層に対する健康的及び環境的影響」についての議論を追加。
計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済的に重要な規則」への適用性を大統領令 14094 で規定された通りに変更。 ・不確実性と早期死亡リスクの扱いに関する特定の記述を削除。

改定されたサーキュラーA-4は、規則案、暫定最終規則、及び最終規則の裏付けとしてOMBが受け取った規則分析については2024年3月1日、その他の最終規則の裏付けとしてOMBが受け取った規則分析については2025年1月1日に発効する。しかし、実現可能かつ適切な範囲に置いて、政府機関は発効日より早く改定版のA-4のガイダンスに従うこととされている¹⁴。

(3) RIAにおける透明性の確保と市民参加

ア 一般国民からの意見受付（パブリックコメントの受付）

規制の策定プロセスについての説明で既に述べた通り、APA553条は、規制所管官庁が規制を策定するにあたり、「正当な理由」による例外（実行不可能、不必要、または公共の利益に反する場合）に該当しない限り、事前に公告を行うように定めており、市民は規則案の段階でパブリックコメントを提出することで、規則策定に関与できる。「提案ルール」がOIRAに承認された場合、所管官庁はAPA553条に従い、NPRMを連邦官報に掲載し、市民がパブリックコメントを提出する機会を設ける。市民は、政府機関に直接問い合わせることもできるが、連邦官報に掲載されるパブリックコメントを求める通知を確認し、Regulations.gov経由でコメントを提出することも可能である。大統領令12866により、パブリックコメントの募集期間は少なくとも60日間設けるように定められている。

RIAの透明性と市民参加を確保するために、OIRAはWebサイト上には報告書、方

¹⁴ The White House, Office of Management and Budget, *Biden-Harris Administration Releases Final Guidance to Improve Regulatory Analysis*, 2023/11/9.

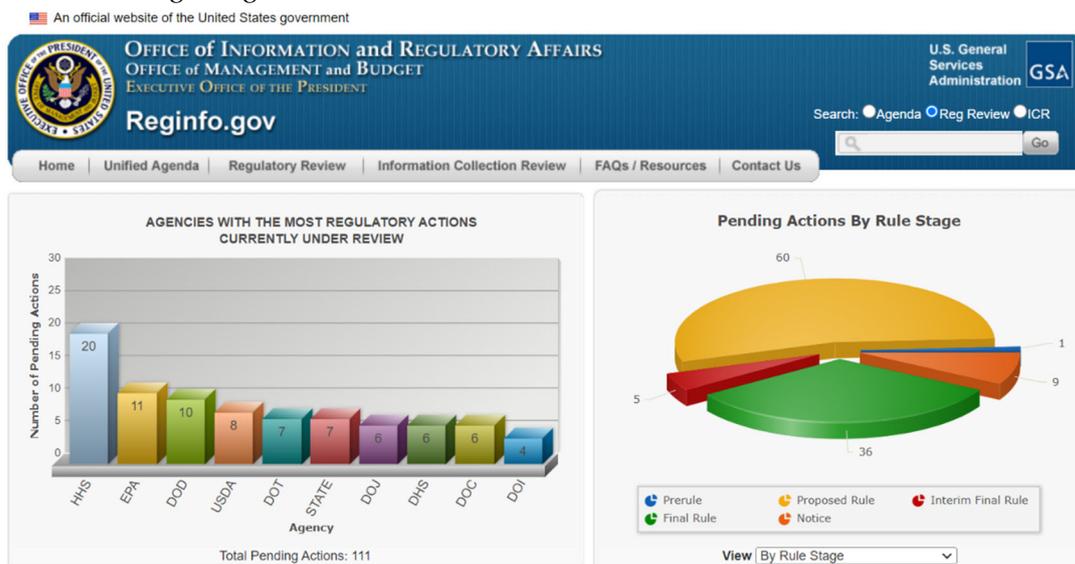
<https://www.whitehouse.gov/omb/briefing-room/2023/11/09/biden-harris-administration-releases-final-guidance-to-improve-regulatory-analysis/>

針、政府機関へのガイダンスを掲載し、審査中の規制措置に関する行政府外の関係者との全ての実質的なやり取りを公開する。OIRA 長官またはその指名した者が審査中に外部関係者とミーティングを行う場合、ミーティングの用件、日付、および参加者が OIRA の Web サイトで公開される。また、審査中の規制に関する外部関係者から受け取った文書は、全て OIRA の Web サイトに掲載される。規制措置が連邦官報に公開された後、OIRA は、審査期間中に OIRA と規則を制定する政府機関との間で交換された特定の文書を一般公開することになっている。

OIRA は、自身の Web サイトに加えて、RIA における市民参加の確保のために主に 2 つの Web サイトを利用している。一つは RegInfo.gov で、OIRA 審査中の政府機関の文書の状態に関する情報を提供するものである。もう一つは Regulations.gov で、市民が公開された規制措置を検討してコメントしたり、政府機関が提供する裏付け資料を閲覧したりすることを可能にする、政府全体のポータル・サイトである。Regulations.gov を用いてのパブリックコメントの提出については、既に「連邦規制の策定プロセス」で触れたのでここでは割愛する。

RegInfo.gov には、OIRA の審査中の規制措置に関する情報を提供する「規制ダッシュボード」(Regulatory Dashboard) が設置されている。規制ダッシュボードは、政府機関、審査期間、経済的重要性、規制制定の段階ごとに、審査中の規制措置を視覚的に表示するものである。規制ダッシュボードに表示される OIRA 審査を受ける規制措置には、①新規のプログラム(補助金プログラムなど)や政府機関の方針を発表する「通知」、②規則の提案前に行う、規則制定を開始するかどうか、またはどのように開始するのが最善であるかについて、パブリックコメントを求める「規則制定案の事前通知」、③政府機関が既存の規制に追加または変更を加えることを提案し、この提案に対するパブリックコメントを求める「規則案」、④政府機関が、連邦官報に公表して発効する前に、規則案に対するパブリックコメントに回答し、適切な修正を加える規則策定過程の最後の段階である「最終規則」、⑤規則案の段階を経ずに、公表後すぐに発効する最終規則を発行する権限を政府機関に与えている法的規定に従って発行される「暫定最終ルール」等がある。図表 8 は、RegInfo.gov のトップページである。

図表 I-8 : RegInfo.gov のトップページ



(参照 : <https://www.reginfo.gov/public/>)

イ 利害関係者からの意見聴取

大統領令 12866 は OIRA と利害関係者（州政府・地方政府、中小企業やその他のビジネス関係者、環境、健康、安全コミュニティなど）とのミーティング「大統領令 12866 ミーティング (E.O. 12866 meetings)」について規定しており、規定に基づくミーティングは、OIRA 長官 (Administrator) または特定の指定された者によって開催される必要がある。ミーティングの記録は、Reginfo.gov で入手することが可能となっている。

大統領令 14094 は、さらなる市民参加の促進を図るために、第 2 条の (e) で、規制の策定プロセスに対する市民の信頼は、OIRA の RIA プロセスを含む規制策定プロセスを異質で不当な影響の出現やリスクから守ることにかかっているとし、そうしたリスクを軽減するために、OIRA 長官に実行可能な、適用法令に準拠した範囲で、次の 2 点を行うように指示している。

- ① OIRA 審査中の規制措置に関して、連邦政府に雇用されておらず、これまでそのようなミーティングを要求したことがない潜在的な参加者（サービスを十分に受けられていないコミュニティからの参加者を含む）からのミーティング開催の要請を促進するための情報の提供。
- ② OIRA 審査中の規制措置の内容に関して、連邦政府に雇用されていないものによって行われたミーティング要請に対する OIRA の検討に対し、そうしたミーティングの効率性と有効性を高めるために、手続きと方針を改善するための改革の実施。

大統領令 14094 の要求は、これまで規制策定プロセスに参加してこなかった、十分な行

政サービスを受けられていないコミュニティの人々の関与を促進し、OIRA が意見を聞く利害関係者の範囲の拡大しミーティングの有効性と透明性を高めることが狙いである¹⁵。

バイデン政権は、連邦規制は様々な重要な問題に対処し、多くの人々の日常生活に影響を与える可能性があるため、連邦規制が米国への投資、家族にかかるコストの削減、気候変動との闘い、低所得層の押し上げと中間層の盛り上げによる経済成長を通じて米国人の生活を向上させるように、規制措置の審査を向上する必要があるとあり、その達成の鍵は、規制の潜在的な影響や、測定が難しい影響を特定し、困難な問題に対して創造的なアプローチを提供する最適な立場にある市民の参加にあるとしている。そこで、OIRA の審査中の規制草案について、市民は誰でも OIRA とのミーティングを持つことが可能となった。このようなミーティングは、政府機関の規制案に対するパブリックコメントの提出に代わるものとして設置されるのではなく、個人が規制審査プロセスに関連する可能性のある情報を OIRA に提供する機会を追加するものとされている。

2023 年 12 月 20 日に公布された OIRA のミーティングに関する方針と実践に関するガイダンスには、ミーティングを通じて幅広い利害関係者からのフィードバックを促進するために OIRA が講じている手順が記載されている¹⁶。そこでは、①OIRA のオンライン・ポータルを用いてミーティング・リクエストを簡単にすること、②個人がミーティングのための準備をしやすいように、Web サイトで平易な言語で情報を提供すること、③ミーティングのリクエスト方法について動画の説明ガイド（OIRA 長官リチャード・レベスによる英語およびスペイン語での説明）を投稿すること、④ミーティングのデータは、オープンで機械判読可能でアクセスが可能な形式で開示し、そのための OIRA の手順も説明している。①のミーティング・リクエストについては、RegInfo.gov 内からリクエスト可能であり、ミーティングを行いたい規制案の RIN（規制識別番号）を記入し、リクエストプロセスを進めるようになっている。図表 9 は、RegInfo.gov 内の大統領令 12866 ミーティング・リクエストページである。

¹⁵ Sam Berger, “Promoting Public Engagement in OIRA’s Regulatory Review Process,” 2023/12/20. 以下、バイデン政権の市民参加促進政策については、同 Web ページを参照。 <https://www.whitehouse.gov/omb/briefing-room/2023/12/20/promoting-public-engagement-in-regulatory-review-process/>

¹⁶ OMB, “Guidance Implementing Section 2(e) of Executive Order 14094 (Modernizing Regulatory Review),” 2023/12/20. https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2023/12/Modernizing-EO-Section-2e-Guidance_FINAL.pdf

図表 I-9 : RegInfo.gov の大統領令 12866 ミーティング・リクエストページ

Schedule An E.O. 12866 Meeting

Under Executive Order 12866, OIRA meets on regulatory actions with any interested party to discuss issues on a rule under review. Under OIRA procedures, the OIRA Administrator or his/her designee meets with outside parties during a review and the subject, date, and participants of the meeting are publicly disclosed on Reginfo.gov along with any written materials received from outside parties on rules under review.

To request a meeting regarding a rule, enter the Regulatory Identification Number (RIN) below and click enter.

Enter a RIN:

RIN ENTER

Please contact the OIRA Records Manager at Oira_submission@omb.eop.gov if you have any questions.

[How the E.O. 12866 Meeting Scheduling Works](#)

(参考 : <https://www.reginfo.gov/public/do/eo/neweomeeting>)

さらに、規制策定への市民参加の方法には、APA553 条 (e) で定められた「請願 (petition)」がある。APA553 条は、政府機関に対し、利害関係者に規制策定を請願する権利を与えるように要求している。そうした請願があった場合、政府機関は「適切な時間内」に応答する必要がある、請願の全体又は一部が却下される場合には、請願者に却下の理由の概要を添えて「速やかに通知」しなければならないとしている。

大統領令 14094 は、この請願の権利について、各省庁に対し、①利害関係者が APA553 条に基づく規制策定を請願する機会について明確にすること、②そうした請願に応じるよう努めること、③資源が許す限り受け取った請願の記録を維持し、要望があった場合は OIRA 長官と情報を共有することを求めている。なお、この大統領令 14094 による指示は、合衆国行政会議 (Administrative Conference of the United States : ACUS) の 2014 年の勧告を受けてのものである¹⁷。

(4) 事後点検の仕組み

先に述べた通り、オバマ政権は各省庁に対し、2011 年の大統領令 13563 で、その第 6 条で、既存の重要な規制に対し、「修正、合理化、拡大、あるいは廃止すべきか決定するために、事後の分析を行う計画を作成すること」を要求し、2012 年の大統領令 13610

¹⁷ ACUS, “Petitions for Rulemaking,” *Information Interchange Bulletin*, No. 031, Aug. 2023. https://www.acus.gov/sites/default/files/documents/31-Petitions-for-Rulemaking-IIB_0.pdf

で、事後評価の計画を策定して OIRA に提出することを求めている。

事後評価について、大統領令 13563 は第 6 条 (b) で、「大統領令 13563 から 120 日以内に、政府機関は既存の重要な規制を定期的に見直すための予備的計画を作成し、OIRA に提出する」としている。OMB が大統領令 13563 の実施について発行したガイダンス¹⁸では、政府機関が独自の優先順位を設定するとしつつも、事後評価の計画が次にあげる項目を含むことを期待されるとしている。

- ①政府機関は規制の事後評価を促進する最善の方法について、一般市民の意見を求めること。
- ②予備計画で政府機関が考慮すべき要素と、優先順位を設定し事後評価の対象となる規制を選択するプロセスを特定すること。
- ③事後評価の対象となる規制の（定量的・定性的）便益と費用の事後評価を行うこと。
- ④事後評価の責任は、政府機関全体の協力を確保できる高官にあるとし、また、規制の作成と実施を担当する部局から十分な独立性を保つ最善の方法を考慮すること。
- ⑤他の事後審査プロセスと調整すること（例えば、規制柔軟性法（Regulatory Flexibility Act）など）と調整すること¹⁹。

また、2011 年 10 月 26 日に発行したガイダンス²⁰において、OMB は政府機関が事後評価計画を実施する際に、経済成長、イノベーション、競争力、雇用創出を促進する改革を最優先すべきだとしている。さらに、同ガイダンスは、政府機関の事後審査の試みについて定期的な報告を行うことが重要だとし、末尾に報告書のサンプルを掲載している。サンプルに記載される項目は、規制官庁名、規制識別番号、規制の名称、概要、実際又は目標の期日、予期される費用又は情報収集の負荷の削減、進捗状況、補足事項である。2012 年より、政府機関は年に 2 回事後評価についての報告書を公表することが求められている。

2016 年の議会への報告書で、OIRA は、2011 年以降の事後評価の試みについて述べて

¹⁸ OMB, M-11-10, "Executive Order 13563, "Improving Regulation and Regulatory Review," February 2, 2011. https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/legacy_drupal_files/omb/memoranda/2011/m11-10.pdf

¹⁹ 1980 年に制定された規制柔軟性法は、610 条で、中小企業に重大な影響を及ぼす主要な規制については、定期的な事後評価の計画を連邦官報に掲載し、10 年ごとの事後評価を行うものとしている。

²⁰ OMB, "Implementation of Retrospective Review Plans." Memorandum for the Heads of Executive Departments and Agencies, October 26, 2011. <https://obamawhitehouse.archives.gov/sites/default/files/omb/assets/inforeg/implementation-of-retrospective-review-plans.pdf>

いる²¹。OIRAによれば、事後評価の結果、政府機関は様々な規制改革を行ってきたが、その大部分は不必要な報告要件と書類仕事による負担の軽減であった。OIRAはその進捗を評価するが、一方で、政府機関による事後評価の改善のために、①不確実性が高い規制を導入する場合における、定期的な事後評価の要件又はサンセット条項を導入すること、②新しい規制措置の一部として定期的評価を容易にするためのデータ収集計画を含めること、③新しい規制を策定する際にパイロット・プロジェクトを考慮すること、④第三者による規制の評価を考慮すること、の4点を推奨している。

しかし、事後評価の体系的な実施は然程進んでいない。2023年11月16日にジョージ・ワシントン大学規制研究所とIBM政府ビジネスセンターの共同開催で行われたイベント「規制基盤の構築と未来への架橋 (Building on Regulatory Foundations and Bridging to the Future)」における規制の事後評価に関するセッションでは、政府機関は事後評価が不十分であることが参加者の共通認識として語られた。その主要な要因としては、①規制の策定プロセスではOIRAが政府機関の規制策定プロセスにおけるRIA要件の遵守を確認する門番の役割を果たしているのに対し、事前評価を行う動機が政府機関に殆ど存在しないこと、②規制の実施後に規制が存在しない場合の反実仮想を行うのは難しいことが挙げられている²²。

3 規制の政策評価書の例

以下では、米国の規制の政策評価を3点、RINデータの形で例示する。また、参考資料として、脚注に政策評価の詳細が記載された連邦官報を示す。なお、ここに挙げた規制の政策評価の事例は、直近に策定された規制のうち、日本で規制の政策評価の実施実績が多い分野（農業等）を中心に、優先性において「重要」とされるものから選択している。

(1) 農務省農業マーケティング局による有機家畜及び家禽の基準²³

²¹ OMB, “2016 Draft Report to Congress on the Benefits and Costs of Federal Regulations and Agency Compliance with the Unfunded Mandates Reform Act,” Dec. 23, 2016. https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/legacy_drupal_files/omb/assets/legislative_reports/draft_2016_cost_benefit_report_12_14_2016_2.pdf

²² Zoey Xie, “Discussion on a Retrospective Review of Regulation,” the IBM Center for the Business of Government, February 28, 2024. <https://www.businessofgovernment.org/blog/discussion-retrospective-review-regulation>

²³ 次の連邦官報に政策評価の詳細が記載。Department of Agriculture, Agricultural Marketing Service, 7 CFR Part 205, RIN 0581-AE06, National Organic Program (NOP),

農務省農業マーケティング局	RIN : 0581-AE06	発行 ID : 2023 年秋	
規制名 : 有機家畜及び家禽の基準 (AMS-NOP-21-0073)			
概要 : この措置は、有機家畜及び家禽の生産に関する追加の実施基準を確立するものである。この規則は、次の事項における USDA の有機に関する規格を修正する : 家畜及び家禽の生育条件 (屋外へのアクセス、畜舎の環境、飼育密度等)、動物の健康管理 (身体的変化、治療の実施、安楽死等)、動物の輸送、並びに屠殺。			
政府機関 : 農務省	優先性 : 大統領令 12866 第 3 条(f) (1) により重要		
RIN の状況 : 統一アジェンダに以前掲載	規制策定の段階 : 完了		
主要な規制か : はい	資金非公布の権限 : なし		
連邦行政命令集 (CFR) : 7 CFR 205			
法的権限 : 7 U.S.C. 6501 to 6524			
法的期限 : なし			
スケジュール :			
	策定作業	日付	連邦官報
	NPRM	08/09/2022	87 FR 48562
	NPRM パブリックコメント期日	10/11/2022	
	パブリックコメント延長	10/11/2022	87 FR 61268
	パブリックコメント延長期日	11/10/2022	
	最終ルール	11/02/2023	88 FR 75394
	最終ルール発効日	01/02/2024	
規制柔軟性分析要件 : あり	影響を受ける政府レベル : なし		
影響を受ける小規模の存在 : ビジネス	連邦制 (大統領令 13132) : なし		
規制計画に含まれるか : いいえ			
国際的影響 : この規制措置は、国際貿易や投資に影響を与える可能性が高く、又は国際的な関心を引く可能性がある。			
連邦官報に RIN データが記載 : あり			
関係する RIN : 0581-AD44、0581-AD74、0581-AD75			
連絡先 : Erin Healy Director, Standards Division, National Organic Program Department of Agriculture Agricultural Marketing Service Washington, DC 20024 Phone: 202 617-4942 Email: erin.healy@usda.gov			

(2) 農務省農業マーケティング局による国内ヘンプ (大麻) 生産プログラムの確立²⁴

農務省農業マーケティング局	RIN : 0581-AD82	発行 ID : 2021 年春
規制名 : 国内ヘンプ (大麻) 生産プログラムの確立 (AMS-SC-19-0042)		

“Organic Livestock and Poultry Standards,” *Federal Register*, Vol. 88, No. 211, Thursday, November 2, 2023. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-11-02/pdf/2023-23726.pdf#page=1>

²⁴ 次の連邦官報に政策評価の詳細が記載。Department of Agriculture, Agricultural Marketing Service, 7 CFR Part 990, “Establishment of a Domestic Hemp Production Program,” *Federal Register*, Vol. 86, No. 11, Tuesday, January 19, 2021. <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-01-19/pdf/2021-00967.pdf#page=1>

概要： この措置は、7 CFR にヘンプの国内生産に関する規則と規制を確立する 990 条を追加し、2018 年農業改善法（農業法案）の規定を施行するものである。		
政府機関： 農務省	優先性： 経済的に重要（大統領令 14094 以前の基準）	
RIN の状況： 統一アジェンダに以前掲載	規制策定の段階： 完了	
主要な規制か： はい	資金非公布の権限： なし	
連邦行政命令集（CFR）： 7 CFR 990		
法的権限： 7 U. S. C. 1621		
法的期限： なし		
スケジュール：		
策定作業	日付	連邦官報
暫定最終規則	10/31/2019	87 FR 48562
パブリックコメント延長	12/18/2019	84 FR 69295
パブリックコメント期日	01/29/2020	
パブリックコメント再開	09/08/2020	85 FR 55363
パブリックコメント再開期日	10/08/2020	
最終ルール	01/19/2021	86 FR 5596
最終ルール発効日	03/22/2021	
規制柔軟性分析要件： あり	影響を受ける政府レベル： 連邦、地方、州	
影響を受ける小規模の存在： ビジネス、組織	連邦制（大統領令 13132）： あり	
規制計画に含まれるか： はい		
連邦官報に RIN データが記載： あり		
連絡先： Sonia Jimenez Deputy Administrator, Specialty Crops Program Department of Agriculture Agricultural Marketing Service Room 2535, 14th and Independence Avenue SW, South Building, Washington, DC 20050-6456 Phone: 202 720-4722 Email: sonia.jimenez@usda.gov		

（3）環境保護庁による米国イノベーション及び製造法（i）項に基づくハイドロフルオロカーボンの特定の使用への制限²⁵

環境保護庁大気・放射線局	RIN： 2060-AV46	発行 ID： 2023 年秋
規制名： 米国イノベーション及び製造法（i）項に基づくハイドロフルオロカーボンの特定の使用への制限		
概要： この規制は、2020 年 12 月 27 日に制定された 2020 年米国イノベーション及び製造法（AIM）の（i）項に基づく請願に応えるものである。具体的には、この規則は、完全に又は部分的に、あるいは段階的なスケジュールで、冷凍、空調、エアゾル、発泡剤を使用する部門でのハイドロフルオロカーボン（HFC）の使用を制限し、記録管理と報告の要件を確立し、さらに AIM 法のその他の関連要素に取り組むものである。		
政府機関： 環境保護庁	優先性： 大統領令 12866 第 3 条(f)(1) により重	

²⁵ 次の連邦官報に政策評価の詳細が記載。Environmental Protection Agency, 40 CFR Part 84, “Phasedown of Hydrofluorocarbons: Restrictions on the Use of Certain Hydrofluorocarbons Under the American Innovation and Manufacturing Act of 2020,” Federal Register, Vol. 88, No. 204, Tuesday, October 24, 2023.

<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2023-10-24/pdf/2023-22529.pdf#page=1>

	要		
RIN の状況：統一アジェンダに以前掲載	規制策定の段階：完了		
主要な規制か：はい	資金非公布の権限：民間部門		
連邦行政命令集 (CFR)：40 CFR 84			
法的権限：2020 年米国イノベーション及び製造法			
法的期限：なし			
スケジュール：			
	策定作業	日付	連邦官報
	NPRM	12/15/2022	87 FR 76738
	最終ルール	10/24/2023	88 FR 73098
	最終ルール発効日	12/26/2023	
規制柔軟性分析要件：なし	影響を受ける政府レベル：連邦、州		
連邦制 (大統領令 13132)：あり			
規制計画に含まれるか：いいえ			
国際的影響：この規制措置は、国際貿易や投資に影響を与える可能性が高く、又は国際的な関心を引く可能性がある。			
連邦官報に RIN データが記載：なし			
連絡先： Allison Cain Environmental Protection Agency Office of Air and Radiation 1200 Pennsylvania Avenue NW, Washington, DC 20460 Phone:202 564-1566 Email: cain.allison@epa.gov			

II イギリス

イギリス政府の規制評価は、政府によって定められた横断的ルールである「より良い規制のための枠組み(Better Regulation Framework)」(以下、本稿では「規制の枠組み(BRF)」と記載)に規定されたプロセス・基準に沿って実施されている。

規制の枠組み(BRF)は、2015年に定められていたが、2023年9月、イギリスのEU離脱により、EUのルールから自由になったことを契機に、イギリスの独自性の下で政府規制のあり方の基本が改めて見直し、刷新されることとなり、その一環として、規制の枠組み(BRF)についても全面的な改定が行われている(なお、改定前のBRF(2015年版)は、前回調査(2015~16年)の際に訳出されている)。

第2章では、1節でEU離脱を契機とした規制政策の見直し・刷新の概要を記載した後、2節で2023年に改定された規制の枠組み(BRF)に沿って、イギリスの規制評価のプロセスと内容を詳述する。また、3節では従前の枠組み(BRF)の下で行われた直近年次の規制評価の概況と課題等について、中立的第三者機関である規制政策委員会の年次報告書(2022~23年次)をもとに記載する。さらに、4節では、イギリスの規制評価の特色とわが国への示唆等について述べる。

また、規制評価の事例について、改定前の規制枠組み(BRF)に沿って実施されたものではあるが、事前の規制影響評価と事後評価をそれぞれ3例取り上げ訳出する。本稿の記述の土台となっている『規制の枠組み(BRF)』など基本的な規定類も訳出し、参考資料として提示する。

1 EU離脱を契機としたイギリス政府の規制政策のあり方の見直し・刷新

イギリス政府の規制政策のあり方は、以下のような経緯により見直しが行われてきている。

(1) 専門調査会の設置

2021年2月、ジョンソン首相が「イノベーション、成長、規制改革に関する専門調査会」(Taskforce on Innovation, Growth and Regulatory Reform(TIGRR))を設置した²⁶。

2021年6月、同専門調査会が報告書を提出。同報告書には100項目超の提言事項が盛り込まれており、そのうち最初の14項目がイギリス政府の規制の枠組みに関する具体的提言である。

²⁶ <https://www.gov.uk/government/publications/taskforce-on-innovation-growth-and-regulatory-reform-independent-report>

(2) より良い規制のための枠組み(BRF)の見直し(協議と回答)

2021年7月、上記報告書を踏まえ、イギリス政府は「より良い規制のための枠組みの変革—協議文書—」(Reform of the Better Regulation Framework - A consultation)を公表した²⁷。この文書は、専門調査会報告書の規制の枠組みに関する提言に加え、報告書には含まれていないが、「より良い規制のための枠組み」の中で見直しが必要と考えられる事項について国民各層から意見を求めるために作成され、35事項の具体的設問とその設問の前提となる問題意識、論点などを明らかにし、産業界、社会一般、民間団体に意見を募ったものである。7月22日に公表され、意見の締め切りは10月1日とされた。

なお、内容的には、ほぼ専門調査会(TIGRP)の報告書の方向に沿ったものであるが、一部には、その後の精査・検討により、報告書とは相違する方向で意見を募っている点も見られる(後述の規制オフセットの関係)。

2022年1月には、「より良い規制のための枠組みの変革—協議への回答要旨—」(Reforming the Framework for Better Regulation – Summary of Responses to Consultation)が公表された²⁸。ここでは、上記協議文書に対する各界各層からの回答の状況と、それらを踏まえた方向性が取りまとめられている。

(3) 規制改革の方向性の公表

2023年5月、「経済を成長させるための賢い規制のあり方」(Smarter Regulation to Grow the Economy)が公表された²⁹。この文書は、イギリスがEUから離脱し、グローバルに経済を発展成長させていくための規制のあり方について、大きな方針と当面の具体的な方策を示すものとなっている。

この中で、EU離脱はイギリスにとって規制のあり方を見直し改革する良い機会を与えるものとなったとして、3つの点について、方針・具体的な方策を明示している。

①規制の枠組み(BRF)の見直し

現行のより良い規制のための枠組(BRF)は、規制の経済的インパクトの分析を検証するために構築されている。

²⁷ <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/60f9686ce90e0703ba3c9f20/reforming-the-framework-for-better-regulation.pdf>

²⁸ <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/61f3b937d3bf7f78eab158bf/reforming-framework-for-better-regulation-summary-responses.pdf>

²⁹ https://assets.publishing.service.gov.uk/media/645bb6b32226ee000c0ae5c4/smarter_regulation_to_grow_economy-may_2023.pdf

しかし、評価に対して行われる独立した精査の実施が、政策形成過程の中で遅すぎるため、規制を改善することに関して限定的な影響しか及ぼしていない。また、事業活動（ビジネス：企業活動等）に対する直接的コストに狭く焦点を当てていて、消費者への影響や、イノベーション・競争性といったことも含めた全体的な評価になっていない。

このため、政府は、現行のより良い規制の枠組みの限界を認識し、新たに改定された枠組みによる運用を開始することとする。

新たな規制の枠組み(BRF)は、上記専門調査会報告でも示されている規制の原則に関する以下の5原則に沿って定められるものとする。

(i) 主権的方法

(EU 離脱によって獲得された) 新たな自由の下で、イギリス法に基づき、独立したイギリスの規制機関によって堅持され、イギリスの市場を強化するように設計される方法によって（規制を）行うことを特徴とする。

(ii) 最前線から先導していく

将来に向けて、新しい技術の発展を支援し、新しい市場を創出することに焦点を当てる。新たな自由の下で、迅速に、質の高い規制を追求し、より良い市場の創出を目指す。

(iii) 比例性

市場が最善の結果をもたらす場合には、市場の自由な活力(ダイナミズム)に任せるべき。可能な限り非規制的な手段を追求すべき。最善の結果を実現するため強力なルールが必要と考えられるなら、その時には断固たる決意でルールを制定し、厳格に運用すべき。

(iv) 何が機能するかを認識する

(市場への) 介入が現実の社会にもたらす結果（アウトカム）を徹底的に分析し、規制がその目的を達成しない、あるいはその目的を達成するにしても、それに要するコストが許容できないものであれば、その規制は改められるか廃止されるべき。

(v) 国内的にも国際的にも高い基準を設定する

イギリス国内において高い基準を設定し、世界において“規制外交”を強く推し進め、多国間の調整を主導し、他国の決定に影響を与え、世界的な課題の解決に貢献する。

ここで、新たな規制の枠組み(BRF)は、以下の考え方によって定められる必要があるとされている。

- ・ 規制の選択は最後の手段であって、最初の選択ではない。
- ・ より早期に、より全体的な観点から、規制の提案について精査を行う。
- ・ 規制がその目的を達成しているかについて、より早期に、より一貫した評価を行う。

なお、「経済を成長させるための賢い規制のあり方」で方針・具体的な方策が示されて

いる残りの2点は、規制評価に直接の関係はないが、参考のため以下に掲げておく。

②規制実施機関は、規制を通じた経済成長と成果の改善を意識すること

ここでは、規制は、規制の対象（民間部門）に過度の不要な負担をもたらしたり、競争を制限しイノベーションの制約となって目的に適合しない現状を改革することの阻害要因であってはならず、経済の成長と成果(outcome)の改善をもたらすものでなければならないという趣旨が述べられている。

③（民間部門の）負担を軽減するための規制の改革

ここでは、特に EU 規制からの離脱に伴う労働規制の改革について、企業への負担軽減方策が具体的に示されている。

（4）より良い規制のための枠組み(BRF)の改定

2023年9月、「より良い規制のための枠組み」(Better Regulation Framework: BRF)の改定版(以下、「枠組み(BRF)」と記述する)が公表された。これは、政府の規制政策に関する改革の方向に沿って、関係者との協議の結果を踏まえ、枠組み(BRF)を改定・公表したものである³⁰。次節で、この「枠組み(BRF)」に沿った規制評価の内容を詳述する。

2 「より良い規制のための枠組み(BRF 枠組み)」に沿った規制評価の内容

（1）主要なポイント

規制の枠組み(BRF)は、イギリス政府において規制を策定する際の横断的、統一的なルールとなっている。規制の立案、策定、施行後というプロセスに沿って、求められるルールとその考え方、留意点などが記載されている。

まず、ここでは、その中から、主要なポイントを記述する。

ア 基本的考え方

規制の枠組みの今回の改定の基本的考え方として、従前の BRF との比較で、以下の3点が明記されている(BRF 1.3)。

(i)規制の代替策についての検討に重点を置くこと

規制策定段階の早期に行われるオプション評価における検討を重視し、所管省が実施するオプション評価に対して、専門有識者からなる規制政策委員会の精査を原則必須とする。

³⁰ https://assets.publishing.service.gov.uk/media/65420ee8d36c91000d935b58/Better_Regulation_Framework_guidance.pdf

(ii)規制による事業活動への直接的コスト以外に、より広範な影響を、より早期にかつ全体的に精査すること

ここで、イノベーション、競争、貿易、環境へのインパクトを評価の項目に加えている。

(iii)規制が施行後、当該規制が目的としたことが達成されたか否かについて、より早期に、より一貫性のある評価を行うこと

これは、規制施行後のモニタリングと5年後の事後評価を求めるものである。

イ 規制評価

規制制定のプロセスに応じて実施される3つの評価が示されている。

それぞれごとに評価の項目・重点などが示されるとともに、テンプレート（標準様式）が提示されている。

①オプション評価（Option Assessment(OA)）

規制策定の案の段階で、規制策定案と、非規制的な手段によって政策目的を達成するとした場合とを比較分析することが主要な目的となっている。

なお、以下で記載するように、オプション評価は、最終的な規制影響評価を完成させる途上における評価という位置づけにある。

②規制影響評価（Regulatory Impact Assessment：RIA）

これは、最終段階での影響評価(Final Stage IA)とも呼ばれる。

規制条項を策定する方針が決められた後、当該規制条項による広範な影響を全体的に評価することが目的となっている。

③規制施行後の見直し評価(Post-implementation Review：PIR)

規制が施行されて一定期間経過後に、当該規制が当初の目的を達成しているか、改善の余地はないか、より低いコストで目的を達成できないか等の観点から行われ、必要な場合には改善を行うことが目的とされている。

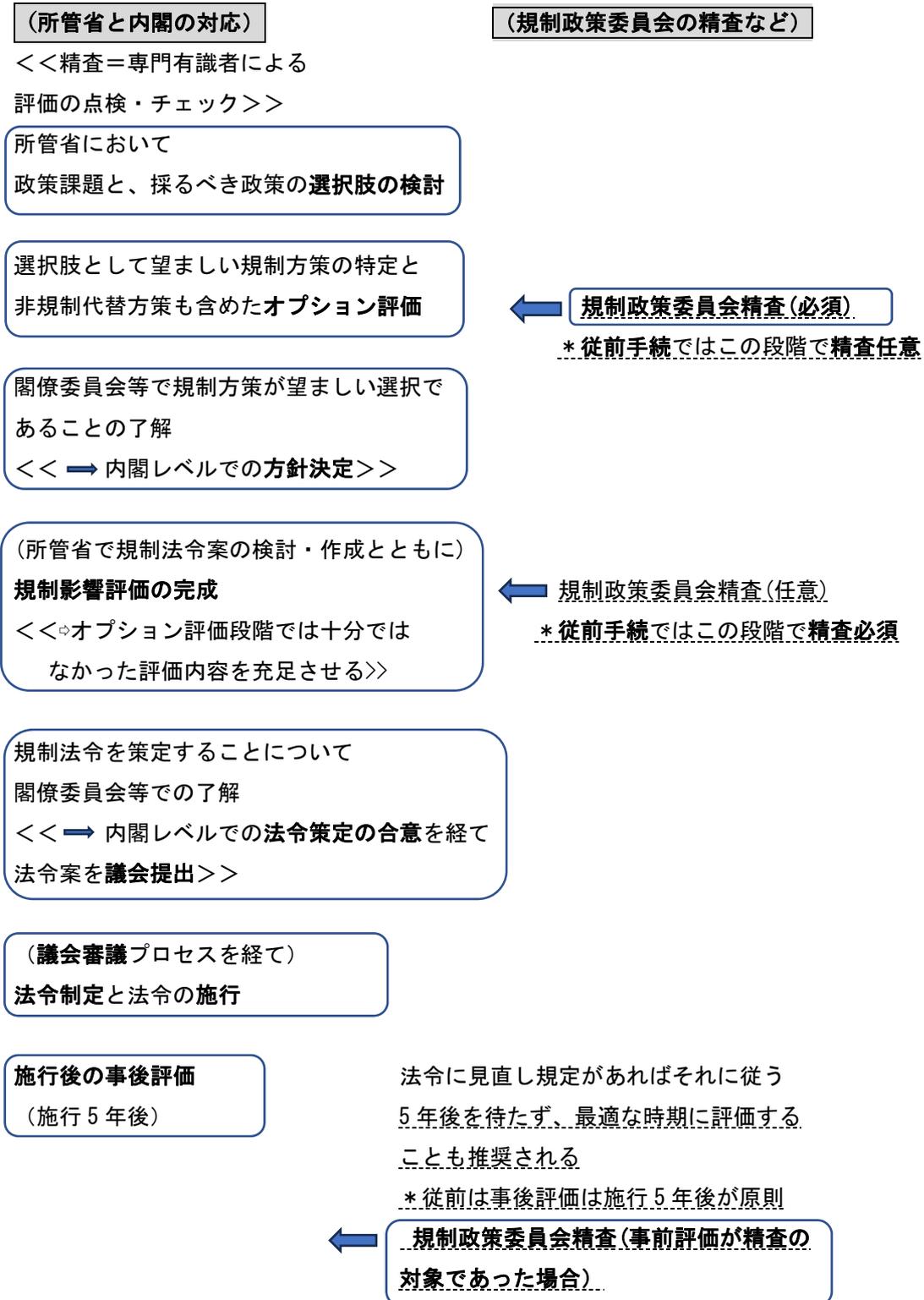
BRF 枠組みは、これら評価（各省が実施）と、その評価に対する精査（専門有識者からなる規制政策委員会が各省横断的に実施）等に関し、規制条項策定に至るプロセスごとに、基本的な考え方・求められる取組みなどを記述している。いわば、規制策定と評価のための基本的なガイドラインとなっている。

なお、実務的な評価の基準や手法については、さまざまな政府のガイドライン・マニュアル・実例集などが BRF 枠組みと別に存在しており、これらは関係する BRF 枠組みの条

項からリンクで参照できるようになっている。

ウ 規制策定と規制評価のプロセス

下図は、BRF 3 の note に示された図を元に作成したものである。



エ 主要な組織 (BRF 4.1~4.4)

以下の部門が規制政策の主要な組織である。

- ・ より良い規制担当室(Better Regulation Unit)

各省にそれぞれ置かれ、原局に対して指導助言等を行う部門

- ・ より良い規制執行室(Better Regulation Executive)

各省横断的に規制政策が適切に執行されるように指導する組織

各省のより良い規制担当室に助言し、支援する (ガイドラインの策定公表、個別の指導助言など)。

- ・ 規制政策委員会(Regulatory Policy Committee)

各省が実施した規制評価を精査し必要な意見を述べる専門有識者からなる委員会

事務局が置かれる (事務局職員は国家公務員である)。

なお、イギリスにおける政府横断的な規制政策は、現在、産業貿易省(Department for Business and Trade)が中心的役割を果たしている。

さらに補足すると、従前の BRF には明記されていたが改定 RFF 枠組みの記述から削除された組織として、煩瑣な手続きへの挑戦(Red Tape Challenge)と規制削減委員会(Regulation Reduce Committee)が挙げられる。これらは、過去の政権・関係閣僚のイニシアティブにより、規制の見直しを推進するための体制として整備されていたもので、規制オフセット (後述) の実施にも密接に関わっていた組織と考えられるが、規制オフセットの廃止とともに、今回の改定 BRF において削除されたものと考えられる。

(2) BRF 枠組みに沿った主な評価のプロセスと評価の内容等

ア 移行期間 (BRF 1.6~1.10)

新たな BRF による規制評価プロセスの実施までに 12 ヶ月の移行期間が設けられている。

イ BRF 枠組みが対象とする規制規定の範囲——規制の定義 (BRF2.3)

①規制規定とは、事業活動に関係する法定条項のうち、次のものをいう。

a)事業活動に対して、要求、制限、条件を課す、基準を提示する、指導を行うもの

b)事業活動に関係する要求、制限、条件、基準、指導について、その遵守あるいは施行の確保に関係するもの

②法定条項とは以下のものをいう。

- a)法律の条項(primary legislation)
- b)大臣によって制定される下位法令の条項(secondary legislation)³¹
- c)大臣又は独立規制機関（BRF に従うと合意したもの）に与えられた機能の執行により効力を発する条項³²

③事業活動(business)とは以下の内容

- a)事業目的のための活動（企業活動）
- b)自発的な団体あるいは地域団体がその団体のために行う活動（公益団体等の活動）

なお、公的機関により統制されている、あるいは公的機関のために行われている活動はここでいう事業活動には含まれない。

④上記の定義に関わらず、以下に関連するものは規制規定に含まれない。

- a)税、関税、差押え、その他手数料などの賦課
- b)調達
- c)公的機関による補助金等
- d)手続開始決定

ウ BRF 枠組みの基本（BRF 3.1～3.3）

BRF 枠組みは、①政府規制が、比例的(proportional)であって、②政府規制は、政策目的の達成が、非規制的な代替手段によってはできないか、できたとしても相当なコストがかかる場合に導入される、ということを確認するために設計されているものである。

また、BRF 枠組みは、評価が、「グリーン・ブック」、「マゼンタ・ブック」に示された考え方の下で実施され、評価における客観的な分析が、政府の政策決定を支援し、新たな規制に対して政府が説明責任を全うすることが確保されるように策定されている。

「グリーン・ブック」、「マゼンタ・ブック」とは、各省が評価を行う際の横断的なガイドライン、マニュアルとなる文書である。規制評価に限らず、政府の評価活動全般についての一般的な基準を詳細に示している。「グリーン・ブック」（緑色の表紙）は、評価の方法論(介入の根拠、選択肢の検討、費用対効果の分析、政策目標の設定などの考え方や手法の

³¹ わが国の政省令レベルに当たると考えられる。

³² 電力・ガス・通信など公益部門では独立規制機関が設置されており、このような大臣から独立した機関も、BRF 枠組みの対象となり得るという意味の記述と考えられる。ただし、スコットランド議会、北アイルランド議会、ウェールズ議会が管轄する条項は含まない。

基本)が記述されている³³。「マゼンタ・ブック」(マゼンタ色(赤紫色)の表紙)は、評価の枠組み・設計、実施プロセスなどを記述している³⁴。

エ 規制策定のプロセスと規制評価

規制策定のプロセスと評価は、次の通りである (BRF 3.4 を元に記述)。

- ①所管省部内での政策原案の初期の検討段階を経る。
- ②オプション評価により、政策目的の達成手段として規制を選択することが適切であることが示される (利害関係者との協議は、オプション評価の前後に位置付けられている)。
- ③それを踏まえ、閣議あるいは閣僚委員会で規制という政策を採るという方針が了解される。
- ④その上で、所管省において規制政策の内容の具体化が図られ (法令等の形に整えられるなどの具体化)、それに関する規制影響評価 (最終的な影響評価)が行われ、
- ⑤影響評価の内容とともに、規制法令等が議会に提出され、審議が行われる。
イギリスの議会では、法律案(primary legislation)について議会で審議 (下院が中心)されるのはもとより、下位法令(secondary legislation)についても、上院(貴族院。高位の法曹メンバーが貴族院議員となっており、法律専門家としての役割をも果たしている)で一定のチェックを受ける仕組みがある。
- ⑥制度が制定、施行される。
- ⑦施行後、モニタリング・事後評価が行われ、必要な場合には改善が行われることとなる。

なお、比例性 (負担は相応であるべきという考え方) の観点から、オプション評価・影響評価の実施、規制政策委員会の精査について、対象としなくてよい場合が定められている。ただし、評価の実施が免除される場合においてその理由 (影響が軽微であることの定量的 (金銭価値換算) 説明など) の明示や、規制政策委員会の義務的な精査対象とならない場合でも任意に精査を求めることが可能とされるなど、規制を策定することの説明責任が全うされることについて、さまざまな考慮がなされている。

オ 影響評価 (IA)、オプション評価 (OA)、メモランダム (BRF 3.5~3.9)

影響評価とオプション評価は関連したものであり (テンプレートの項目などはほぼ同じ)、オプション評価は最終的な影響評価の完成の途上の段階で実施されるものである。

³³ The Green Book (2022). <https://www.gov.uk/government/publications/the-green-book-appraisal-and-evaluation-in-central-government/the-green-book-2020>

³⁴ The Magenta Book. <https://www.gov.uk/government/publications/the-magenta-book>

影響評価の実施が必要とされる規制条項は、当該規制がもたらす影響が大きいものである。その判断基準は、事業活動への等価年間正味直接コスト (Equivalent Annual Net Direct Cost to Business : EANDCB) であり、それがプラスマイナス 1000 万ポンド以上となる規制の策定に際しては、影響評価の実施が必要となる。

規制の影響が上記の基準以下であればオプション評価も免除される。基準以下と考えられる時には(評価の実施は免除されるが)、所管省は、影響について相応 (proportionate) の見積もり・評価を行い、影響が基準であることを自己確認する必要がある。その場合、影響の見積もり結果に加え、当該規制がもたらす正味の効果について、簡単な説明的メモラムの形で作成する (議会に示す) ことが、議会上院から勧告されている。

規制政策評価委員会の精査(第三者チェック)の対象とされるかについては、改定 BRF においては、オプション評価に対する精査が必須とされた。なお、従前の BRF においては、影響評価に対する精査が必須とされ、オプション評価は精査の対象ではなかった。

改定 BRF において、影響評価に対する精査は基本的には必要とされないが、極めて大きな影響がある場合(事業活動への等価年間正味直接コスト (EANDCB) がプラスマイナス 1 億ポンド以上)であり、かつオプション評価段階での精査結果の評定が低かったもの(広範な影響の評価と事後モニタリングの部分については、影響評価に対しても規制政策委員会の精査が行われる。

カ 関係者との協議のプロセスとオプション評価 (BRF 5.11)

規制方策の策定に当たって関係者との協議を実施するか、また実施する場合のタイミングは、各省に委ねられている。各省は「協議の原則」を参照して実施する。協議の原則 (Consultation Principle) は、利害関係者との協議に関する一般的な指針として定められたものである (別途訳出)³⁵。

実際には、多くの場合、オプション評価は、協議段階での分析の基礎となるものと考えられるので、規制方策の選択についての関係者との協議に先行して実施されている。

他方、複数の選択肢を (どれが好ましいかを示さないで) 提示して関係者との協議を行う場合には、協議がオプション評価に先行して行われることも許容される。その場合、協議の後に、オプション評価に対する精査をクリアしなければならないことになる。

なお、「規制政策委員会年次報告書」(2022~2023 年版)において、協議段階での影響評価(改定前 BRF によるもの)の精査結果として、赤評価の割合が高胃という指摘とともに、利害関係者との協議の前に、政策提案の内容の分析がより深められる必要がある旨の課題

³⁵ “Consultation principles: guidance.”

<https://www.gov.uk/government/publications/consultation-principles-guidance>

が指摘されている。これについては後述する。

キ 影響評価、オプション評価の基本的内容 (BRF 3.10~3.12)

影響評価・オプション評価は、「政策の論拠(Rationale) →政策目的(Objective) →見積り(Appraisal) →モニタリング(Monitoring) →評価(Evaluation) →反映(Feedback)」という ROAMEF サイクルの中で行われるものである。

また、グリーン・ブックに示されている代替策の分析や費用便益分析などの手法を用い、しっかりしたエビデンスに基づいて優れた政策形成を行うためのものである。なお、分析の水準は、政策課題に応じた比例的(proportionate)なものであるべきとされる。

評価は、以下を要約して示すものである。

- ①政府が介入する論拠
- ②非規制的手段を含む他の政策オプションの検討
- ③想定される費用と効果(便益)の定量化など介入の影響

なお、介入の影響については、可能であれば金銭価値化し、それが困難であれば影響を受ける事業体や世帯の数など定量的な見積りも可能である。定性的なエビデンス(根拠)しか示せない場合もあり得る。「グリーン・ブック」と BRF においては、各省がより重大な影響の分析により多くの労力を使えるように、相応の(比例的な)分析が期待されるとしている。

また、評価においては、以下の事項について示される必要がある。

①社会的正味現在価値(the Net Present Social Value: NPSV)

事業活動を含む社会経済全体が受ける純便益。事業活動および社会全体が受ける便益の現在価値から費用の現在価値を差し引いたもの。

②事業活動への正味現在価値 (the Net Present Value to business: NPV)

事業活動が直接・間接(合理的な範囲内での)的に受ける純便益。事業活動が受ける便益の現在価値から費用の現在価値を差し引いたもの。

③事業活動への等価年間正味直接コスト(the Equivalent of Annual Net Direct Costs on Business: EANDCB)

④家計への等価年間正味直接コスト(the Equivalent of Annual Net Direct Costs to Households: EANDCH)

⑤その他適切かつ相応な分析(例として、分配の効果、ネットゼロや環境への影響など)

なお、介入の論拠・代替策を検討するための考え方や、費用・便益の算定、リスクや不確実性の評価、現在価値換算のための割引率などの手法は、「グリーン・ブック」に示されている。

ク オプション評価に対する精査の適用除外と免除

以下の記述は、BRF 6 を要約したものである。

・精査の適用除外：

オプション評価段階での規制政策委員会の精査は、ある特定の規制が唯一の可能な選択肢である場合には、実施する価値に乏しいと考えられる。このような場合に該当するものとして、以下のようなものが挙げられる。

国際協定等を実行するための規制

裁判所の判決に従うための規制

現行法の技術基準や対象一覧の設定・改定に必要な規制であって、独立助言機関の勧告に従ってなされるもの（例えば、薬物乱用防止法に定める対象薬物の分類や一覧の変更）

既存の立法に対する技術的修正など（軽微で技術的な改正）

規制機関の日常の運営のための規制

罰金・罰則

建造物の借主、住人等の安全確保のための規制

各省のより良い規制室は、上記精査適用除外項目のいずれかに該当する規制条項について記録にとどめる必要がある。その場合、必要とされる記録情報は、以下の基礎的なものだけで可とされる。

当該規制方策の名称、方策の概要

該当する適用除外項目

適用除外に該当する簡潔な理由

・僅少な場合の精査の免除：

事業活動への等価年間正味直接コスト(ENDCB)が±1,000万ポンド以下の規制は影響僅少により精査が免除される。

影響が僅少な場合に精査の免除を活用する場合、各省での内部評価に必要とされる以下の情報を中央登録部門に記録する必要がある。

規制によらない代替方策を検討し却下することについてのエビデンス
関連する過去の事後評価の検討
影響が僅少であることを説明するための事業活動に対する直接コストの評価（見積り）
スコアカード方式（後述）による広範な影響分析に関する定量的概要

なお、僅少に該当する場合には、オプション評価を実施する必要はない。ただし、所管省と規制政策委員会がこれを覆す合意をすることができる。

・ **緊急の場合：**

公共の安全確保のための緊急の改正などの場合には、BRF に基づく対応を採るための十分な時間的余裕がないことについて、閣議・閣僚会議での同意を求めることができる。その場合においても、影響評価は議会に提出され、必要な場合には規制政策委員会の精査に服する。

ケ オプション評価の精査と公表（BRF 7.1, 7.2）

上記の適用除外、免除に該当する場合を除き、各省はオプション評価を完了させ、その結果について精査を受けるため、規制政策委員会に提出する必要がある（テンプレートに内容を記載）。

オプション評価においては、テンプレートの公表は求められていないが、必要な場合、関係者協議の段階での分析に活用するため、機微な情報を除いて公開することも可。

コ オプション評価の内容（BRF 7.4～7.42）

オプション評価の全体の項目・内容は以下のとおりとなっている。

なお、オプション評価において重要な点は、下記 **C** のショート・リストの中から望ましい選択肢を特定するとともに、初期段階の費用効果分析を行うこととされている。

A 論拠

論拠は、以下の諸点をカバーする必要がある。

- ・ 対処が必要とされている課題
- ・ 政府が介入する必要性
- ・ 仮に政府が介入しない場合の帰結

所管省は、（提案する規制方策に関して）SMART な目標を示すことが求められる。SMART とは、明確(Specific)、計測可能(Measurable)、達成可能(Achievable)、現実的(Realistic)、期限が明確(Time-limited)を意味する。

また、所管省は、目標達成に至る変革のプロセスを論理的に説明することが求められる。これは、“変革の理論的図式”あるいは他の同様の方法論に従って記述が求められる。所管省は政策の特性に応じて最も適切と考えられる手法を自由に活用すべきとされる。論拠には、過去の同様な規制条項から得られる経験的なエビデンスが含まれることが重要である（過去の経験としては、関連する規制の事後評価、その他関連する評価、諸外国の優良事例など）。

B 幅広いリスト(ロング・リスト)と代替方策

所管省は、「グリーン・ブック」に沿って、検討された代替方策のリストを幅広く示し、それらに関するエビデンスと、代替方策が棄却された理由を明示する必要がある。

C 絞られたリスト (ショート・リスト) と望ましい方向性

所管省は、採るべき方策をどのように絞り込み、望ましい方向性を選んだのか、理由を説明する必要がある。

D スコアカード

パート A とパート B からなる二つの表として作成され、次の影響評価に進展していくものとして位置づけられる。スコアカードの内容は、最終的な影響評価の段階で完成することが想定されていて、オプション評価段階では、中間的なものという位置づけである。スコアカード・パート A として、以下の 4 項目の指標をもとに、スコアカードが作成される。

- ・社会的正味現在価値 (NPSV)
- ・事業活動への正味現在価値 (NPV)
- ・事業活動に対する直接的影響 (EANDCB により示される)
- ・家庭に対する直接的影響(EANDCH により示される)

スコアカード・パート A は、①社会的厚生全体に対する影響、②事業活動に対する影響、③家庭に対する影響、という項目構成になっている。

それぞれの項目の中で、金銭価値化・定量化された上記の指標とともに、金銭価値化・定量化が困難な影響なども記述し、それらの記述事項に基づき、①から③の各項目それぞれについて、規制による影響がプラスかマイナスか中立か、あるいは不確実かの判定を記載することとされている(テンプレート様式参照)。

スコアカード・パート B として、国際貿易、イノベーション、ネットゼロなどについて、より広範な影響に関する評価に関してスコアカードが作成される。スコアカード・パート B は、ビジネス環境、国際関係、自然資本(環境)というカテゴリー別に、プラス方向かマイナス方向か中立かの判定を記載することとされている(テンプレート様式参

照)。

E 施行後のモニタリングと事後評価の計画

各省には、規制施行後のモニタリングと事後評価について、当初の段階での計画を、規制政策委員会に提出することが求められる。

各省には、政策形成の最初の段階から、規制条項施行後のモニタリングと評価の計画をどう展開していくのかについて検討することが強く推奨される。

当初の段階での計画においては、以下の点を明示する必要がある。

- ・ 事後の見直しを（施行後5年以内の）いつ実行するつもりか
- ・ その時期とする論拠は
- ・ 新しい政策の影響をどうモニタリングするか
- ・ 政府の介入の成功に影響を与える主な外的要因は何か
- ・ 政府の介入の目標・目的が達成されたか、あるいは修正を必要とするかの評価をどう行うのか
- ・ 事業活動や世帯に対して意図しない結果がもたらされているかについてどのように評価するのか（均衡を失するほどの又は予期しなかった行政上のコストや、予期しなかった又は望まれなかった結果など）
- ・ 関連する規制条項に対して、どのようなモニタリングと評価の計画が策定され、その計画の柔軟性はどのように適正に確保されているか
- ・ 見直しに活用されるデータについて、現在その情報源はあるか
- ・ 必要なデータの収集・アクセスについて問題はないか
- ・ どのような事情の変更が生じた場合に、見直しの時期を前倒しし又は変更するのか

上記の諸点は、規範的、網羅的なものではなく、モニタリングと事後評価の計画を発展させていく過程で検討されるべきものである。

F その他の要素

各省は、規制を遵守するための事務的な負担を最小化しなければならない。事務的な負担は、事業活動と世帯のどちらにも生じるものであり、案件によって性質は異なるが、時間的なコストと物理的なコストが典型的である（例としては、規制に慣れるまでの時間的なコスト、書類作成コスト、ソフトウェア更新コストなど）。

コ 規制評価委員会の独立した精査 (BRF 8.1)

規制政策委員会の精査のプロセスにおいて、委員会が評定しコメントする際の重点は以下

のような考え方による。

すなわち、従前(改定前の BRF)のシステムでは、事業活動に対する直接的影響の算定の検証を重点的に行っていたが、新たな(改定後の BRF における)プロセスでは、規制方策の提案が十分な裏付け(エビデンス)に基づいているかの検証が重点とされている。

サ 規制政策委員会の精査と、精査に基づく意見 (BRF 8.5～8.6)

規制政策委員会は、オプション評価に提示された証拠(エビデンス)と分析が、「グリーン・ブック」に示された手順と手法を適切に適用して、規制の必要性と、規制の取り組みを進めていくことの正当性を裏付けているかについて、以下の点の検討を行う。

A 論拠

政策課題は特定され、証拠づけられているか。政府の介入はなぜ必要とされるのか、介入が行われない場合の帰結は何か。SMART な目的は特定されているか、政府の介入がその目的を達成するに至る変革のプロセスは論理的に説明されているか。

B オプションの特定

各省は、規制の代替策を含む、幅を持ったオプションの検討を行ったか。小規模事業者に対する免除や軽減措置は検討されたか。幅広い代替策のリストから候補を絞っていく際、「グリーン・ブック」に従っているか。

C 絞られたリストの評価と望ましい方向

絞られた代替策から望ましい方向性を選択する際、適切な場合には費用効果分析を行うなど十分な評価が行われたか。

D スコアカードに示された幅広い影響

望ましい方向性に対するスコアカードの2つのパーツは、適切に完成されているか。なお、スコアカードには、社会、企業活動、家庭、企業活動環境(競争・イノベーション)、国際貿易・投資、自然資本・脱炭素化などへの影響の、定量的・定性的分析が含まれる。可能な場合には、所得分配への影響や、金銭価値化ができない影響の分析も含む。

E モニタリングと評価の計画

オプション評価の段階では、これは軽く触れるだけで可。政策の成功はどのようなものか、それはどのように評価されるか、何が起こり得るか、どのようなデータが評価に必要なとなるか、などの概要。これは、この後の影響評価の際に、「マゼンタ・ブック」に沿って作成されるモニタリングと評価の計画と対応する必要がある。

規制政策委員会は、以上の項目の評定を、次のように行う。

- ・ A、B、C の項目については、緑(目的に合う)/赤(目的に合わない)により評定
- ・ D、E の項目については、4段階（良、可、不十分、極めて不十分）により評定
- ・ A、B、C の項目の総合評定を、緑/赤により行う。

総合評定は、提案された規制方策が適切に証拠づけられているかに関する規制政策委員会の考えを要約するものである。

シ 規制政策委員会の意見の公表（BRF 8.11～8.13）

規制方策が議会に提出された段階(最終的な影響評価が完了した段階)で、その時点で最新の規制政策委員会の意見(オプション評価に対しての意見の後、もし影響評価に対しても意見を述べていればそれが「最新の」意見となる)を、議会審議と関係者への透明性確保のために公表する。

公表に際しては、機微で削除されるべき内容が含まれていないかの検討が行われる。

ス 閣議・閣僚委員会での了解とその後の展開（BRF 9）

事業活動（ビジネス）に影響を与える内政の方策については、所管省は、政策の細部を詰める前に、閣議あるは関係する閣僚委員会で、政策の方向性について了解を得る必要がある。

規制方策を採るという方向性についてこの了解を得るに当たっては、所管省は、BRF を遵守して手続きを進めたことを、規制政策委員会の意見とともに、文書で示す必要がある。ただし、これが実行可能でない理由があればその旨を示すこととし、その場合には、関係大臣が同意を与えるか否か決定する。

規制の方向性について了解が得られた場合には、規制影響評価(IA)のための作業を進めていくこととなる。

所管省は、この段階で、当初の評価書(オプション評価)を修正して（特にスコアカードと事後評価・モニタリング）規制政策委員会に再提出することができる。

また、オプション評価に対して規制政策委員会から何らかの改善勧告を受けている場合には対応方策を示す必要がある（細部を詰めた最終的な規制方策とそれに対する影響評価(IA)の際に行う）。

セ 規制影響評価(Impact Assessment)（BRF 10）

規制影響評価は、オプション評価の内容を発展させて作成していくという考え方で構成されている。

規制影響評価の段階において、スコアカードが完成させられる。すなわち、スコアカー

ドのパート A の要素である、社会的正味現在価値(NPSV)、事業活動に対する正味現在価値(NPV)、事業活動に対する直接的影響(EANDCB)、家庭に対する直接的影響(EANDCH)が定量化される必要がある。

また、スコアカードのパート B の各項目における広範なインパクトについては、相応の(propportionate)作業で定量化できる範囲でエビデンスが示される必要がある。

規制影響評価に関しては、原則として規制政策委員会による精査は必要とされない。ただし、非常に大きなインパクトを及ぼす規制方策（事業活動に及ぼす等価年間正味コストプラスマイナス 1 億ポンド以上）である場合であって、かつオプション評価に対する規制政策委員会意見が低い評定であったもの(スコアカードのパート又はモニタリングと事後評価のパートの評定が、不十分又は極めて不十分とされた場合など)などは、規制政策委員会の精査を受ける必要がある。

広範なインパクトの評価（スコアカード・パート B）の内容は、次の通りである。

①貿易・投資への影響

貿易・投資に影響を及ぼす規制方策の影響評価を行う場合、各省は、産業貿易省に相談するとともに、WTO に告知する必要があるか検討する必要がある。

例えば、物資やサービスの規制の場合、その規制が国内と国外の事業者に対して別の扱いをするものか、あるいはある国と別の国との間で別の扱いをするものか、そして内外で同等の扱いをするというイギリスの国際公約に矛盾しないか、などが考慮される。

国際的規制協調戦略(The International Regulatory Cooperation Strategy)によって、イギリスの国内規制は国際的協調の方向に推進が図られている。

②競争への影響

財やサービスが取引される市場に影響を与える規制方策は、競争に影響を与えると考えられる。各省は、規制影響評価の分析を補足するため、競争・市場監視機関の競争評価チェックリストを活用することを検討すべきである。

③イノベーションへの影響

新しい生産物、生産方式、サービスの創出などを生む規制方策は、イノベーションに関連していると考えられる。イノベーションの定義などについては OECD のオスロ・マニュアルに記載されている。

各省は、規制のモニタリング・事後評価などを通じて、規制が市民と環境を保護しつつ、イノベーションをどう促進していくかについて考慮する必要がある。規制によるイノベーションの促進については、規制の地平委員会による”Closing the Gap”レポートに、多数の優良事例などが紹介されている。

④環境への影響：自然資本とネットゼロ

自然資本への潜在的影響については、「グリーン・ブック」A1に分析プロセスが示されている。また、「グリーン・ブック」には、エネルギー使用量の変化と温室効果ガス排出量の価値算定についても示されている。

ソ 規制の見直し条項とサンセット条項 (BRF 11.6～11.10)

所管省は、政策検討の早期の段階で、見直し条項が必要か、サンセット条項が適切かについて検討する必要がある。

法定見直し条項は、通常、規制施行開始から5年以内に事後評価を実施・公表することを義務付けるものであり、下位の法令（政省令）に対しては、少なくとも5年ごと（適切な場合にはより多くの頻度で）で同様の義務付けを行う。

サンセット条項は、通常、7年以内の特定の日付けで規制条項の自動的な終了を義務付けるもので、それにより規制を更新するか否かの検証の実施に結びつけるものである。規制の見直し条項は、法律（小規模ビジネス・企業・雇用法）で必須とされる場合のほか、適切な場合に、規定が置かれる。

タ 議会への提出 (BRF 12)

所管省は、当該規制法案等が議会に提出される際には、最終的な規制影響評価を適時に公表する。所管省は、検討段階における機微な情報として、代替方策のロングリストを消去することを望んでもよい。公表に際しては、規制政策委員会の意見、利害関係者への協議文書も合わせて公表する必要がある。

チ 規制施行後の評価 (BRF 13)

規制施行後の評価を準備する際には、「グリーン・ブック」第8章、「マゼンタ・ブック」、より良き規制のための枠組みのベストプラクティスに関するガイダンスなどが参考とされる。

規制見直し条項が法定されている場合には、規制施行後の評価とその結果の公表は、定められた期限までに行わなければならない。規制見直し条項は、通常、所管省に対して、当初見積られた影響と実際の影響（意図されなかった結果がもたらす影響を含む）を比較し、規制の目的が達成されたか、その目的は未だに有効で意味のあるものであるか、その目的はより負担の少ない方法で達成可能ではないか、について評価することを求めるものである。

規制施行後評価は、もとなる規制条項が規制政策委員会の精査の対象であった場合には、やはり精査の対象となる。規制施行後評価により政府として規制の見直しの結論を出

す際、その公表は、閣議または閣僚委員会の同意が必要である。

所管省は、規制の見直しで明らかになった事項に基づき、規制を変更なしに存続するか、修正すべきか、廃止すべきか、他に置き換えるかなどについて、所管大臣が決定を行うことを助けるための情報を提供する必要がある。所管省として規制を存続したいと考えるが、規制の効果発現を評価する十分なエビデンスがない場合、所管省は、必要なエビデンスを得るまでなお時間が必要であることの論拠を示す必要がある。

(3) その他(従前のBRFとの相違など)

ア 規制オフセット(Regulatory offsetting: One In X Out)の廃止³⁶

規制オフセットは、2010年、当時の保守・自由両党連立政権の下で、企業活動の活性化等を目指すため導入された仕組みで、新規の規制を策定する際に一定のオフセット(他の規制の改廃による負担の相殺)を求めるという仕組み。導入当初は、新規規制に対するオフセットは同等レベル(X=1)とされていたが、この比率は段階的に引き上げられ、2017年にこの仕組みが中止された時には、オフセットは3倍(X=3)とされていた。

なお、公共の安全のための規制の維持のため、建築物の安全や消防の規制等はオフセットの対象範囲外とされていた。イギリスのEU離脱後の規制政策のあり方について検討した「イノベーション、成長、規制改革に関する専門調査会報告」(2021.6)においては、規制オフセットとEUに由来する法令の全面的監査により、新規規制を最小限にし、企業活動等への負担を削減することが提言された。

他方、規制オフセットについて、そのメリットとともに、実務上の問題点・課題が政府の中で議論されてきていた。メリットとしては、規制の立案策定担当者に、規制がもたらす負担を十分に意識させ、規制の代替策の検討、規制導入の場合でも負担を最小限にすることなどのインセンティブを与えることなどが挙げられる。

他方、先進諸国における規制改革が、より賢く(smarter)、敏捷な(agile)規制のため、より早期の、より定性的(質的)な規制のモニタリングと評価を展開していくという方向に動いている中で、規制オフセットは、企業・イノベーション・競争・貿易などの環境変化のペースに合わせた、規制所管省により柔軟かつ迅速な対応能力の発揮とは、別の方向に進みかねないものとも考えられる(2016年イギリス会計検査院(National Audit Office)報告)。

また、一つ一つの規制の影響は同じではないので、規制オフセットの手法においては、様々な規制のコストを統一的に算定する手法が必要であるが、そうした手法の困難性と限界が指摘されている。すなわち、コストと便益の定量化には、その妥当性が求められる一方、簡潔で骨太で機能して一貫性のある手法によらなければならないことなど、様々な競

³⁶ Reforming the Better Regulation Framework -A Consultation 3.6 をもとに記述する。

い合う目的のバランスをとることに難しさがあるとしている。

2016年イギリス会計検査院報告の中では、規制がもたらすコストと、(オフセットされる)規制の緩和による便益の算定の手法の限界が強調されている。すなわち、算定が、直接的コストに限定され広範な社会的経済的インパクトに及んでいないこと、複雑な手法が採られていること、事業活動に対する行政的、規制的コストが十分に把握されていないことが指摘されている。

規制オフセットが適切に運営されるためには、責任ある委員会レベルの組織が執行・監視を担うことなども含めた、しっかりした体制の確立の重要性にも言及されている。

政府においては、(会計検査院の指摘も踏まえ)算定手法が抱える弱点について検討が行われ、以下のような認識が示されたとされている。

- ・政府におけるコストの集計は、少数の(事業者が受ける)大きなコストが重視され易い。多数の事業者に小さなコストを与える場合と、少数の事業者に大きなコストを与える場合の区別がされていない。このため、多数の事業者にとって助けとなるようなビジネス友好的な政策はコストが低くカウントされ、(オフセットの対象としての)優先順位が下がってしまう。

- ・算定が直接的コストと便益に限られている。規制(政府介入)の効果は、規制による行動変容がもたらす便益に現れると考えられるが、これは算定されない。

- ・規制本来の目的から生じる政策コストと、削減されるべき行政(執行)コストが区分されていない。

実際の事例として、ギャンブル機への1回の賭け金の最高額を、100ポンドから2ポンドに大幅に引き下げる規制(2018年)が取り上げられている。

この事例では、事業者が受けるコスト(負担)は4億5千万ポンド(年間)という大きな額になるが、これは、この規制本来の政策目的であって、(ギャンブル)産業の発展と、個人と社会を(ギャンブル依存などの弊害から)守るという両方のバランスを考えて決められたものである。これをオフセットするためには)他の様々な分野から少しずつでも事業活動へのコスト(負担)軽減策を集める必要があるが、他の事業分野の政策担当者にとってそのようなインセンティブ(誘因)は働かない。

ギャンブル規制の所管省は、依存症対策や犯罪対策などの政府支出削減を含め、当該規制の導入による社会的意義はとても大きいと説明したが、これら便益は金銭価値化や正確な定量化は示されなかった。4億5千万ポンドという金額は、政府が2011年から2014年までに取り組んだRed Tape Challenge(煩瑣な手続きの削減合理化)によって生み出されたコスト削減のほぼ総額に当たるものであり、もし規制オフセットが適用されていたとすれば、このギャンブル規制は導入が困難であったと考えられる。なお、本規制は2018年に

策定されたものであるが、規制オフセットは2017年で中止されていたので、本規制には規制オフセットの適用はなかったと考えられる。

このような規制オフセットに関する論点と事例を示した上で、協議文書において、これを継続することが良いかの問いかけが行われ、回答の結果、継続しない方向が大勢となったため、新たな規制枠組み(BRF)では規制オフセットの記述は削除されている。これは、イギリス政府として規制オフセット(2017年に中止されている)の再開はしないと判断したと考えられる。

イ ファスト・トラック

いわゆる”Fast Track”という文言・記述も、改定 BRF 枠組みにおいては明記されていない。評価に対する負担の軽減という意味では、事業活動に対する影響が相対的に小さい規制については、一定の基準（金銭価値に換算したコストで示される）に応じて、評価あるいは評価に対する第三者の精査を不要とするなどの方策が示されている。あえて”Fast Track”という文言で括るようなことはしていないのである。

3 規制政策委員会年次報告書(2022~2023)³⁷から見る規制評価の概況と課題

規制政策委員会は、専門有識者である8人の委員と事務局からなる政府部内の第三者機関であり、各省が実施した規制評価について、政府横断的に検証・精査する任務を有するとともに、専門的立場から、規制評価全般について必要に応じてコメント・意見を発出している。

同委員会は、毎年、年次報告書を作成・公表しており、これは、イギリス政府における規制評価の取り組み状況を全般的に示す重要な資料となっている。ここでは、現段階で最新の年次報告書である2022~2023年版を元に、規制評価の現状と課題の概要を記述する。なお、この時点では、新たな規制枠組み(BRF)は策定前であり、従前の BRF に基づく規制評価に関する記述となる。

まず、冒頭の委員長序文のなかで、新たな規制枠組み(BRF)の策定を歓迎する旨の見解が示されている。具体的には、各省の評価に対する規制政策委員会の独立した精査がより早期に実施され、政策オプションに関するエビデンスについて有効な意見が表明できるようになること、より広範なインパクト（家庭(個人)や環境などへのインパクト）が考慮されるようになること、規制施行後のモニタリングと事後評価がより包括的に行われるよう

³⁷ Regulatory Policy Committee’s Corporate Report 2022-2023.

https://assets.publishing.service.gov.uk/media/652fa291d86b1b00143a5183/RPC_Corporate_Report_2023_-_Final.pdf

になることは、規制政策委員会がこれまでの提唱してきたものでもあるとして好意的に受け止めがなされている。

一方、懸念される点として、各省が実施した規制影響評価の精査の結果、「目的に沿っていない」として「赤」(red-rated)と評定されるもの、及び規制政策委員会に対する規制影響評価結果の提出が遅れるもの（中には法案が議会に提出された後になったものもある）が増加していることが指摘されている。

また、もう一つの残念な傾向として、規制施行後の見直し条項がありながら、所管省が事後評価を実施しなかった事例があることが挙げられている。これらの問題について、新たな規制枠組み(BRF)の下で改善が期待されとコメントされている。

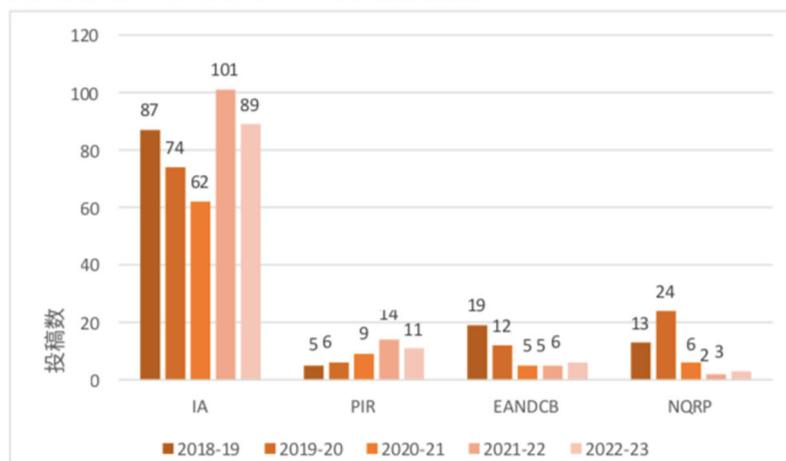
加えて、年次報告書本文においては、当該年度の規制評価の全般的傾向・件数推移などが示されている。

主要な点としては、次に挙げる3点がある。

①規制影響評価等全体の実施件数（2022～23年）109件（年次推移等）

図表 II-1

図1 2018-19から2022-23までのタイプ別提出数



IA:影響評価(事前評価) (Impact Assessment)

PIR:施行後評価(事後評価)(Post Implementation Review)

EANDCB:所管省による自己検証の報告 (事業活動への影響が小さい場合)

(EANDCB: Regulator Equivalent Annual Net Cost to Business validation)

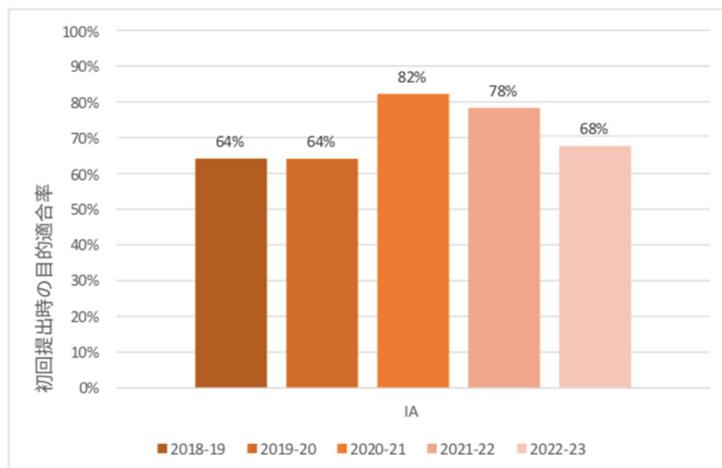
NQRP:非適格規制条項検証 (NQRP: Non-qualifying provision validation)

②上記のうち、影響評価(IA) (2022～23年度 89件)の状況

89件のうち、緑(green-rated)評定を受けたものは68% (この3年間で緑評定の比率が逐次低下してきている)

図表 II-2

図2-初回提出時に目的に適合したIAの割合



③評価の質(規制政策委員会の評定)

影響評価(IA)は、最終段階(利害関係者等との調整済みの法案等提出前)の評価(Final Stage IA)のほか、利害関係者との協議段階での評価(Consultation Stage IA)があり、規制政策委員会においては、最終段階の評価について精査することが求められている。(2018年以前のルールでは、協議段階での評価についても一律に精査することとされていたが、2018年のルールの変更により、以後、協議段階での評価について規制政策委員会の精査を受けるかどうかは各省の任意となったとされている。)

2022～23年度に規制政策委員会の精査の対象となった影響評価のうち、最終段階での評価は63件、協議段階での評価は24件となっている。協議段階で影響評価24件の評定を見ると、赤(red-rated)の割合が高い傾向にある(特に規制の根拠・選択肢の分析は58%が赤の評定)。

このことから、年次報告書では、各省は利害関係者との協議に進む前に、政策提案の内容の分析をより深める必要がある旨の指摘がなされている。

また、新たな規制枠組み(BRF)においては、政策課題の解決のために規制という政策手段を採ることがどれだけ分析されているか、非規制的なより良い政策手段の選択肢はないのか、について再び焦点を当て、より早い段階での精査を行う必要があると記述されている。

最終段階の評価について、規制政策委員会は、即時に赤評定を行うのではなく、そのままでは赤評定とせざるを得ない問題点を明確にし、所管省に評価の修正の機会を与えるため、“初期見直し通知(Initial Review Notice : IRN)”を発出するのが通例とされている。

最終段階での評価63件のうち、同通知が発出された件数は17件(27%)となっている。そのうち、5件以外は、適切に修正され緑評定となったとされている。

また、この5件以外に、規制政策委員会への提出が遅かったため、見直し通知の発出がされず赤評定となったものが2件あったとされている。なお、これらの緑評定が得られなかった7件については、特に具体的な件名が明示されている。

④規制評価の概況以外にも以下のような記述がある。

まず、評価に従事する職員の研修についての記述がある。2022～2023年の年間で12回の政策研修とそれ以外に数回のアナリスト研修を実施している。これらは、経済が専門でない職員に対して、影響評価に必要とされる経済知識などを習得してもらうために毎年実施されている。

この他、規制製作委員会と、政府経済社会研究チーム(財務省)が合同で、各省の経済専門職員(economist)を対象に、影響評価の研修を実施。今後も実施していく予定であるが、新たなBRFに対応して内容のアップデートを行う予定とされている。

4 イギリスの規制評価の特色とわが国への示唆

(1) 広範な影響の評価

新たな規制枠組み(BRF)において、規制評価には、イノベーション、競争性向上など経済成長や、脱炭素など環境へのインパクトの評価の項目が示されるなど、規制が及ぼす広範な影響が視野に入れられている。これは、イギリスのEU離脱を契機に、EUの規制・ルールから自由になって、イギリス独自の経済・社会の発展を目指していくという、国と政府の大きな目的意識から示された方針の中で提示されているものである。

このように、社会経済が直面する大きな課題に対して規制がどのような影響を与えるのかについても評価に取り入れていくという考え方は、実務的にはなお試行的な面もあると思われるが、今後の定着、発展と、その実効性などに関心を払い、OECD等における国際的なトレンドへの影響などを中長期的に注視していく必要があると考えられる。

(2) 規制策定・執行のライフサイクルの節目における評価

イギリスの規制の枠組み(BRF)においては、規制の立案策定から施行後に至る規制のライフサイクルにおいて、オプション評価、影響評価、施行後のモニタリング・事後評価と、それぞれの評価に対する専門有識者からなる規制評価委員会の第三者チェック(精査)を、政策決定・執行の節目ごとに位置付けている。特に、今回改定された規制の枠組み(BRF)においては、評価の実効性向上のため、オプション評価という早期の段階での第三者チェック(精査)の必須化が図られたところである(従前はこの段階での第三者チェック(精査)は任意とされていた)。

これは、規制規定の内容が固まった段階で完結する規制影響評価の段階ではなく、より

早期の、規制代替策を検討し規制方策の選択を決定する過程でのオプション評価の段階で、専門的な第三者チェックを行い、評価の質と必要な場合の改善意見などを提示することにより、事前の規制評価の実効性を向上させようという考え方と思われる。

イギリスの規制策定プロセスにおいては、オプションの検討を踏まえて規制規定を策定するという方針決定の段階で、所管省を超えて閣僚委員会での（内閣レベルでの）了解が必要とされている。この節目において、規制評価委員会が、評価内容のチェック(精査)の結果を示し、閣僚レベルでの意思決定を支援するとともに、所管省に対する牽制的役割も果たすと考えられる。

このような、第三者の精査をより早期に(オプション評価の段階で)行うというプロセスが、政府・各省の規制策定にどれだけ実質的に影響を与えていくのか、注視していくことが重要と考えられる。

また、新たな規制枠組み(BRF)では、規制施行後のモニタリング・事後評価が、規制制定時の見直し規定の徹底等とともに重視されていく方向である。この一環で、事前評価の段階でモニタリングと事後評価の計画を可能な範囲で評価書に示すことが求められている。このような、見直し規定と事後評価の連携を事前評価の段階で企図するという取り組みの進展と実効性についても注視していく必要があると考えられる。

(3) 利害関係者との協議(Consultation)と規制の事前評価

改定前の規制枠組み(BRF)では、関係者との協議のプロセスについて特に規定は置かれていないが、直近の規制政策委員会年次報告(2022～23年の規制評価・精査の実績について記載)の記述では、利害関係者との協議で活用された規制影響評価の精査結果として、赤評定の割合が高い(評価の質に課題があるものが少なくない)との指摘がなされている。今回改定された規制枠組み(BRF)においては、関係者との協議プロセスが、オプション評価の前後で行われるという位置づけでの規定が置かれている。(改定後のBRFでは、従前のBRFと違い、一連の規制策定プロセスの流れの中で評価の実施が定められており、このプロセスの中で、関係者との協議と事前評価の関係についての規定が置かれたと思われる)

すなわち、今回改定のBRFにおいては、オプション評価は、関係者との協議段階での分析の基礎となるものと考えられるので、利害関係者との協議に先行して実施される(=オプション評価結果によって選択される特定の方向性を提示して、関係者と協議することになると考えられる)場合が多い旨を記述した上で、(協議に先立って特定の方向性を提示しないで)複数の選択肢を提示して関係者との協議を行う場合があることを想定し、(そのような場合には)関係者との協議がオプション評価に先行して行われる場合がある旨の記述がなされている。

ただし、その後者の場合においても、協議の後に実施されるオプション評価について、

規制政策委員会の精査をクリアする必要がある(=評価の質の確保が求められる)との考えが示されている(本稿2(2)カ参照)。

今後、新たなBRF枠組みに基づくオプション評価の協議プロセスにおける活用状況、協議プロセスで活用される評価の質(精査結果)などを、今後注視していく必要があると考えられる。

(4) 規制政策委員会の役割

評価の実施において、規制を所管する担当省と、専門的第三者機関である規制政策委員会が、連携と緊張の関係に立っていると考えられる。

規制政策委員会は、精査対象となる評価について、単に緑(評価が目的に適っている/赤(適っていない)という評定だけをするのではなく、必要な場合には専門的見地からの改善のための助言・意見を提示し、担当省に評価の改善を促している。

他方、所管省が規制政策委員会の改善意見に従わず、赤評定のまま進んだり、あるいは所管省の評価が期限に間に合わず規制政策委員会が内容を精査することができなかった場合には、その事実が公表され、牽制的効果が発揮される。

このように、所管省と規制政策委員会の連携と緊張が適度に保たれることにより、規制評価の質と実効性の向上が図られるものと考えられる。

わが国とイギリスの政府における政策形成プロセスのあり方の相違などを踏まえつつ、これらの特色を勘案し、わが国における規制評価の実効性向上のために必要な方策を検討することが重要と考えられる。

III オーストラリア

第3章は、オーストラリアにおける規制の政策評価について、その歴史的経緯と規制策定のプロセス、及び策定された既存規制への事後の取り組みについて、概要をまとめたものである。オーストラリアの規制の政策評価については、先行研究³⁸で詳細がまとめられており、現在も制度的枠組みは基本的に維持されているが、その後、2020年及び2022年に改革を行い、規制の影響分析を担当していた「規制ベストプラクティス室（Office of Best Practice Regulation: OBPR）」は、2022年の改革で「影響分析室（Office of Impact Analysis: OIA）」と改名された。また、事後評価については、2021年に連邦評価政策（Commonwealth Evaluation Policy）が開始され、2023年7月より財務省内に、事後評価の評価とモニタリングを行うオーストラリア評価センターが設置されている。本稿では、これらの改革、特に2022年の規制改革についてより詳細な解説を行うことにする。

1 オーストラリア RIA 制度の歴史的展開

（1）RIA の制度化（2014 年時の改革まで）³⁹

オーストラリアの RIA 制度は、1985 年に、連邦（Commonwealth）の規制案がビジネスに重要な（significant）影響を与える場合に RIA を文書化した規制影響文書（Regulation Impact Statement: RIS）を含める必要があることを、オーストラリア労働党のホーク内閣が要求したことによって始まっている⁴⁰。この内閣の要求（Cabinet requirement）により、1986 年から規制を提案する政府機関は、提案する規制が対応しようとする経済・社会的問題、規制の目的、規制の費用と便益を特定し、問題を解決するにあたって代替案と比較することが要求されることになり、1985 年に当時の産業科学技術省（Department of Industry, Technology and Commerce）内に設置されたビジネス規制審査ユニット（Business Regulation Review Unit: BRRU）が RIS を所管することになった。

³⁸ 株式会社富士総研『オーストラリアにおける規制の政策評価に関する調査研究——報告書』（平成29年9月）；岸本充生「規制影響評価（RIA）の活用に向けて：国際的な動向と日本の現状と課題」『経済系』第275集、2018年11月。

³⁹ 以下、特に記載がない限り、2014年までのオーストラリアの RIA 制度の展開については、Australia's Regulatory Impact Analysis (RIA) Framework key changes over time. <https://oia.pmc.gov.au/about/ria-framework-key-changes-over-time> を参照。

⁴⁰ Industry Commission 1994, "Developments in business regulation and its review," appendix G in *Industry Commission Annual Report 1993–94*, p.229. <https://www.pc.gov.au/research/supporting/industry-commission-annual-report-1993-94/industry-commission-annual-report-1993-1994.pdf>

これ以降、オーストラリアはその RIA の枠組みに対し数度の見直しと改革を行い、RIS の管理を担当する機関の権限や役割も変更されてきた。基本的に、RIA の改革は、政権が二大政党のどちらにいても、連邦レベルの規制による負担を削減するために、RIA の要件を強化し、担当機関の資源と「門番」的役割を増やす方向で行われてきている⁴¹。

1989 年に、BRRU は産業科学技術省から産業委員会 (Industry Commission)⁴²に移管され、名前も規制審査局 (Office of Regulatory Review: ORR) となった。1992 年には、オーストラリア連邦における重要な課題について、連邦、州及び特別地域、地方自治体の 3 つのレベルにおける政府間で調整と意思決定を行う政府間協議会 (Council of Australian Governments: COAG) が設置され、省庁に加えて、RIS 作成の主体となっている⁴³。なお、COAG は、新型コロナウイルスへの対応の中で 2020 年 5 月に、同年 3 月に設立されていた国家内閣 (National Cabinet) に置き換えられることとなったが、これについては後述する。

ORR の下の RIA プロセスは遵守されないことも多かった⁴⁴。1996 年に、産業委員会が新規の規制案又は規制の修正案に対する質的な管理の強化と RIA の要件が満たされる必要性があることを推奨し、翌 1997 年には、ORR の「門番」的役割と、RIA プロセスが遵守されるためのインセンティブや罰則を強化した新しい RIA の要件が導入され、現行制度の基本となる RIS 作成において「7つの質問」——①取り組む問題の定義 (Problem definition)、②規制の目的 (Objectives)、③政策オプション (Options)、④影響 (Impacts)、⑤コンサルテーション (Consultation)、⑥結論 (Conclusion)、⑦実施と事後評価 (Implementation and review) ——に回答する形式が開始された。1998 年には、RIA 要件が適用される範囲が、準規制にまで拡大されている。

2006 年、当時のハワード政権が前年に任命した「事業者への規制負担に関するタスクフォース」が提出した『規制を再考する』と題した報告書は、RIA の要件強化を推奨し、規制の遵守費用の定量化とコンサルテーションの必要性を強調した。この 2006 年の報告書を受けて、2007 年に ORR は当時の財政・規制緩和省 (Department of Finance and Deregulation) に移管され、規制ベストプラクティス室 (Office of Best Practice Regulation: OBPR) に改名された。また、RIA に関するガイダンスをさらに更新した『ベ

⁴¹ Mark Harrison, “Assessing the impact of regulatory impact assessments,” *Agenda*, 16 (3), 42.

⁴² なお、産業委員会は 1996 年に生産性委員会 (Productivity Commission) に改名している。

⁴³ 富士総研『オーストラリアにおける規制の政策評価に関する調査研究』、8 頁；岸本「規制影響評価 (RIA) の活用に向けて」、37 頁。

⁴⁴ 岸本「規制影響評価 (RIA) の活用に向けて」、37 頁。

ストプラクティス規制ハンドブック』⁴⁵が公表され、3段階のレベルのRIAが設定された。どのレベルのRIAが必要か決定するために、準規制を含む全ての規制案は予備的（preliminary）評価が求められ、ビジネス及び個人、あるいは経済に重大な（significant）影響が起りうる場合、より詳細な分析を記述したRISが必要とされた。なお、RISが必要かどうかについて、当初は各省庁が自己評価することが可能であったが、2010年には自己評価が許可されなくなり、最終評価の段階でOBPRにRISを提出するにあたり、上級公務員はそのRISが先述の「7つの質問」に回答しているか証明することが要求されることになった。さらに、2010年にはRISのOBPRのWebサイトでの公表が開始された。

2012年に行われたRIAプロセスに対する第三者評価を受けて、2013年にオーストラリア政府はガイダンスを更新し、RIAの要件がビジネス及び非営利部門に軽微を超える（more than minor）影響を与える規制案に適用されることになった。また、政策オプション段階RISと詳細段階RISの2段階のプロセスが適用されることになった。政策オプション段階RISは、政策決定者が初期の決定を行うために、上述したRISにおける7つの質問のうち、取り組む問題、規制の目的及び政策オプションについて述べるもので、詳細段階RISは7つの質問全てに答えるものとされた。

さらに、同年、オーストラリア政府は規制による負担を削減し生産性をあげることを目的とする「規制改革アジェンダ（Regulatory Reform Agenda）」を立ち上げ、2014年には『オーストラリア政府による規制ガイド』⁴⁶が公表された。これにより、オーストラリア政府の規制に関する決定は、影響が軽微を超えるものであれば、全てRISの作成が必要となった。また、RISは詳細型（Long Form）、標準型（Standard Form）、簡易型（Short Form）の3種類に分類され、どの種類のRISが必要かは、RISの「7つの質問」に対する初期段階での回答を要約したものをOBPRに提出し、それに対しOBPRが助言する形で決定するものであった（予備的アセスメント）。加えて、標準型あるいは詳細型のRISがOBPRによって推奨された場合で、政策形成に緊急を要する等の理由により短期間でRISを作成する場合、暫定型（Interim）RISが作成された。当時のRISの分類基準と内容は、図表III-1の通りである。なお、2013年の政権交代で財政・規制緩和省は財務省に改名され、OBPRは首相内閣省（Department of the Prime Minister and Cabinet）に移管されている。

⁴⁵ Australian Government, *Best Practice Regulation Handbook*, Canberra, 2007.

https://regulationbodyofknowledge.org/wp-content/uploads/2013/03/AustralianGovernment_Best_Practice_Regulation.pdf

⁴⁶ Australian Government, *Australian Government Guide to Regulation*, Canberra, 2014.

<https://apo.org.au/sites/default/files/resource-files/2014-03/apo-nid270966.pdf>

図表 III-1：『オーストラリア政府による規制ガイド』（2014）における RIS の分類基準と内容

	分類基準	内容
詳細型	<ul style="list-style-type: none"> ・規制案が経済に相当又は広範囲にわたる影響を持つ。 ・規制案が多くのビジネス、コミュニティ、又は個人に影響を与える。 ・行政コスト及び遵守コストが高い、又は負担となる。 ・利害関係者又は一般市民の間に強固な反対派が存在しうる。 ・問題がセンシティブで論争の対象となり、メディアの注目を集めうる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「7つの質問」全てに回答。 ・本格的かつ実地的な政策オプションの分析。 ・想定される規制の影響評価。 ・適切なパブリックコンサルテーション実施の証拠。 ・規定に沿った費用便益分析。 ・規制による費用とその埋め合わせの詳細な記述。
標準型	<ul style="list-style-type: none"> ・規制案が経済に対しある程度の（測定可能な）影響を持つ。 ・規制案が比較的少数のビジネス、コミュニティ、個人に影響を与える。 ・行政コスト及び遵守コストが測定可能な程度存在するが、負担ではない。 ・利害関係者や一般市民に強固な反対派が存在する可能性が低い。 ・問題が物議をかもしそうになく、メディアの注目を引く可能性も低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「7つの質問」全てに回答。 ・本格的かつ実地的な政策オプションの分析。 ・想定される規制の影響評価。 ・適切なパブリックコンサルテーション実施の証拠。 ・規制による費用とその埋め合わせの詳細な記述。
簡易型	<ul style="list-style-type: none"> ・政策課題が単純でわかりやすい、又は政策の代替案が限られている。 ・政策が国防、治安、自然災害に関わる、又は緊急性が高いものである。 ・規制の影響よりも高い優先事項がある。 ・検討中である元々の政策への RIS が最近実施されており、軽微な変更のみ加えられている。 ・政策案が非規制的、軽微、又は機械的なものである。 <p>※簡易型 RIS は内閣に提出されるものに限定される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規制案及び検討された政策オプションの概要。 ・想定される影響の概要。 ・規制の費用とその埋め合わせの概要。

（出典：Australian Government, *Australian Government Guide to Regulation*, Canberra. 2014)

また、2014年の改革では、規制の事後評価（Post Implementation Review: PIR）について、RISにおける分析がベストプラクティスと大幅に異なっている場合、PIRを2年以内に開始しなくてはならないとされた。

（２）2014年時改革以降の展開

上述した通り、先行研究は2014年時の改革によって成立したオーストラリアのRIA制度について記述されているが、その後、2020年及び2022年に大きな変更がなされている。

コロナ禍を経て、当時のモリソン政権は経済の回復とそのため規制緩和の必要性を強調し、投資の流れを促進するために、ビジネスの観点から経済に多大な負担を与えている規制及び官僚的手続きを特定する必要性を主張して「規制のスチュワードシップ」を唱え、規制改革を行った⁴⁷。

2020年、オーストラリア政府は、それまでの複数種類が存在したRISを1種類とし、「7つの質問」に対する分析の程度は、規制案の影響規模や政策形成過程の段階に比例するものとした⁴⁸。RISの作成プロセスは、①予備的アセスメント（Preliminary Assessment）の作成、②RISの作成、③透明性の確保の3段階となっており、②においてOBPRが初期アセスメント（Early Assessment）と最終アセスメント（Final Assessment）を行うという流れに変更はない。

ただし、上述の通り、RISにおける分析の程度には比例の原則が適用されており、その主要な決定要因として、①取り組むべき問題の規模、範囲及び重要性、②規制案と代替オプションの性質及びそれらの潜在的影響、③規制策定プロセスの段階と行われる決定の種類が挙げられている。規制案が軽微（minor）又は機械的（machinery）と評価された場

⁴⁷ Australian Government, *Deregulation Agenda Report Card: Supporting business investment, jobs and economic growth*, Canberra, 2022.

<https://www.regulatoryreform.gov.au/sites/default/files/deregulation-regulatory-reform-report-card.pdf>

⁴⁸ Australia's Regulatory Impact Analysis (RIA) Framework key changes over time. 2020年の改革の内容については次の2文献を参照。Australian Government, *Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, second ed., Canberra, 2020.

<https://oia.pmc.gov.au/sites/default/files/2021-06/australian-government-guide-to-regulatory-impact-analysis.pdf>; Australian Government, Office of Best Practice Regulation, *User Guide to Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2020.

合、RIS は意思決定者が内閣又はその委員会である場合に限り必要となる。この場合は、問題と影響の両方とも小さいため、より低いレベルの分析で十分だとされ、RIS は提出される必要があるが、OBPR による正式な評価又は公開の対象にならない。一方、問題の範囲や規模が重大 (significant) である場合、あるいは政府の介入が重大な影響を与えうる場合、RIS の「7つの質問」に対しより深い分析が必要となる。提出された RIS は OBPR によって評価され、最終的な政策決定の発表後、公開する必要があるとされる。

また、問題及び影響の重要性に加えて、RIS の分析程度は規制の策定プロセスにおける決定の重大さによっても変化するとされた。図表 III-2 は、2020 年のオーストラリア政府 RIA ガイドに掲載されている比例原則適用の一般例である。

図表 III-2 : 比例原則適用の一般例 (2020 年)

規制案の性質	意思決定者	RIS の必要性	例
規制案が機械的、又は非規制的なものである	内閣以外 (大臣あるいは法令で定められた意思決定者等)	RIS の必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会メンバーの任命 ・既存のプログラムの延長 ・既存の要件を明確にするための方法に対する軽微な修正
	内閣	RIS が必要 (提出される影響表での概要でよい)	
規制案は軽微な影響を持ちうるが、意思決定者が影響 (誰がどのように影響されるか等) を理解するうえで適切なものである	内閣以外 (大臣あるいは法令で定められた意思決定者等)	RIS の必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の負担削減のためのデジタル化によるプロセスの相当な合理化 ・措置のリスクは低い ・特定の集団にある程度の影響を与えうる
	内閣	RIS が必要 (影響分析は他の提出物とは別個に必要とされる)	
規制案が重大な影響をもちうる (軽微又は機械的な影響を超える)	内閣・内閣以外の両方	<p>RIS は必要かつ次の内容を含む詳細な分析であることが要求される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策の最終決定段階で「7つの質問」全てに回答 ・早期における主要な意思決定において少なくとも「7つの質問」の4つに回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場への重大な介入 ・部門又は集団に対して重大な負担となりうる措置 ・措置が分析を必要とする重大な二次的影響をもちうる ・過去に例のない新しい規制計画

規制案の性質	意思決定者	RIS の必要性	例
		RIS は OBPR によって評価され、最終決定後に公表される (OBPR がオーストラリアの経済に重大又は広範な影響があると評価した規制は実施後5年以内に PIR が必要)	

(出典：Australian Government, Office of Best Practice Regulation, *User Guide to Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2020)

また、2020 年の改革では、規制の費用は RIS に含める必要があるが、OBPR と意見が一致しなくてもよいとされた。さらに、それまで RIS の代替としての第三者評価は十分性 (adequacy) の評価に用いられなかったが、2020 年のガイドラインでは、OBPR が妥当性 (relevancy) を評価するにあたって第三者評価が用いられることになった。

2022 年から 2023 年に行われた規制改革において、2022 年に OBPR は影響分析室 (Office of Impact Analysis) と改名され、RIA 及び RIS の用語も「影響分析 (Impact Analysis : IA)」とまとめられた。

2023 年にはガイダンスが改定され、政府の意思決定における IA の役割が強調された。オーストラリアの現行の RIA 制度はこの 2023 年のガイダンスに基づくため、その詳細は後述するが、主な変更点として次の 3 点がある⁴⁹。

- ・内閣提出の規制案又は内閣以外の政策決定で OIA が軽微を超えないと判断されたものは軽微 IA (minor IA) を作成する必要がなくなった。
- ・第三者評価は、OIA との合意が得られた後に「IA 同等」とされる。
- ・IA の承認は省庁又は政府機関の副長官に限定され、代理人による承認は認められない。

加えて、事後評価の実施と能力の向上のため、オーストラリア政府は 2021 年 12 月に連邦評価政策 (Commonwealth Evaluation Policy) を開始し、2023 年 7 月には財務省内にオーストラリア評価センターが設置され、事後評価の評価及びモニタリングが OIA から移管されている⁵⁰。

⁴⁹ Australia’s Regulatory Impact Analysis (RIA) Framework key changes over time.

⁵⁰ Australian Center for Evaluation, *Commonwealth Evaluation Policy*, <https://evaluation.treasury.gov.au/about/commonwealth-evaluation-policy>

2 オーストラリアの RIA 制度

ここでは、2023 年のオーストラリア政府の規制の影響評価ガイドラインである『規制影響分析のオーストラリア政府ガイド』⁵¹及びそのユーザーガイド⁵²に従って、現行のオーストラリアの RIA 制度について述べる⁵³。

(1) RIA の実施根拠とその対象

上述の通り、オーストラリアの RIA は、政府が公表している『規制影響分析のオーストラリア政府ガイド』及びそのユーザーガイドの規定に沿って実施されている。2022 年の規制改革時に RIA 及び RIS の用語は IA に置き換えられ、2023 年の『規制影響分析のオーストラリア政府ガイド』では、規制の定義⁵⁴に代わって、IA の対象となる政策案が次のように規定された。

遵守が期待され、人々、ビジネス又はコミュニティ組織に、軽微を超えた影響を与える、あるいは行動の変化をもたらす政府の政策案又は措置。

IA の対象となる政策案を形成する政府機関には、省庁に加えて、法的権限を有する機関 (statutory authority)、委員会 (法的に独立している場合も含む)、2013 年連邦政府ガバナンス・業績評価・説明責任法 (Public Governance, Performance and Accountability Act 2013)

の下で運営される公的機関が含まれる。

規制案に IA が必要かの判断については、政策案を OIA に提出し、それに対し OIA が助言する (予備的アセスメント)。内閣が提出する政策案の場合、IA 要件に関するメモを影響表の IA セクションに含める必要がある。内閣以外の意思決定者による政策案の場合、予備的アセスメントで OIA がその政策案は人々、ビジネス又はコミュニティ組織に、軽微

⁵¹ Australian Government, The Office of Impact Analysis, *Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2023.

⁵² Australian Government, *The Office of Impact Analysis, User Guide to the Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2023.

⁵³ 上記のガイドに加えて、オーストラリアの RIA 作成プロセスについては OIA の Web サイトの The Impact Analysis process ページを参照した。<https://oia.pmc.gov.au/impact-analysis-process>

⁵⁴ 従来のオーストラリアの規制ガイドにおいて、「規制 (regulation)」は「政府によって承認された遵守の期待されるルール」と定義されている。

を超えた影響を与える、あるいは行動の変化をもたらすものではないと助言した場合、IAは要求されない。規制がもたらす変化が軽微（minor）あるいは機械的（machinery）とされる場合は、基本的にIAの必要はないとされている。

ここでいう「軽微な変更（minor change）」とは、人々、ビジネス、又はコミュニティ組織に対する既存の規制の取り決めを実質的に変えないもので、一時的に少額の費用がかかることがあっても、継続的な費用は生じないものである。例えば、オンライン申請プロセスの導入、インデクセーションの取り決め、漁場の開設日及び閉鎖日の設定等がこれにあたる。

また、「機械的な変更（machinery change）」とは、重大な規制決定の結果として必要とされる結果的変更を指すもので、意思決定者の裁量権は基本的に限られている。こうした変更が重大な影響を与える可能性があったとしても、それが機械的な変更であることは変わらず、こうした変更には、例えば、誤りを修正するための法律の変更、行政上の変更（名前の変更等）、消費者物価指数の変動に伴う賦課金率の変更等がある。

なお、オーストラリアの規制策定制度において、「軽微（minor）」又は「軽微を超える（more than minor）」ことを示す特定の定義や数的な閾値は存在していない⁵⁵。規制案が軽微か軽微を超えるか、又どの程度のIAが必要かは、OIAが想定される影響の規模や性質を考慮して判断する。2020年の規制ガイドラインと同様、必要とされるIAの程度は政策案による変更の大きさ及び取り組むべき問題の大きさ、範囲、重大さに比例する。このIAの程度を決定する要素については、次の規定の策定プロセス②「IAの準備」において詳細を述べる。

（２）規制の策定プロセス

オーストラリアの規制の策定プロセスは次の通りである。

①予備的アセスメント

予備的アセスメントは、規制を策定する政府機関がOIAに連絡し、全ての政策案及び内閣に提出される提案にIAが必要かどうか、すなわち政策案の影響が軽微を超えるものであるかを確認するものである。なお、内閣の政策決定については、全て何らかの形式でのIAが必要とされ、詳細なIAの場合もあれば、軽度のIAや内閣への提出物における影響表での簡単な記述の場合もある。

政府機関は、OIAが必要な分析の程度や追加の情報を提供する時間を得られるように、政策策定過程において可能な限り早い段階で予備的アセスメントを開始することが求めら

⁵⁵ OIA, OIA involvement for minor and more than minor impacts

(<https://oia.pmc.gov.au/video-category/impact-analysis-101/oia-involvement-minor-and-more-minor-impacts>) 内の動画による説明。

れる。予備的アセスメントで OIA が考慮するのは以下の事項である。

- ・問題の潜在的規模はどのくらいか。
- ・提案されたオプションの性質はどういったものか。
- ・どのくらいの利害関係者が影響を受けるか。
- ・個人、ビジネス及びコミュニティ組織への影響はどういったものか。
- ・潜在的な費用負担や節約はどのくらいか。
- ・意思決定者は誰か。

予備的アセスメントにおいて、政府機関は、OIA に予備的アセスメントの書式を完成させて提出するか、自身の政策案を OIA に送付する。図表 III-3 に、予備的アセスメントの書式の項目を示す。

図表 III-3：予備的アセスメントの書式

概要
政府機関の名称
政策案の名称
提案の種類 <input type="checkbox"/> 予算又は年央経済・財政中間見通し（MYEFO）案 <input type="checkbox"/> 条約 <input type="checkbox"/> 法律・規制の修正又は提案 <input type="checkbox"/> サンセット文書 <input type="checkbox"/> 基準 <input type="checkbox"/> 産業規約 <input type="checkbox"/> 助成金 <input type="checkbox"/> 資金（助成金以外） <input type="checkbox"/> その他（具体的に） _____
これは選挙公約か？ <input type="checkbox"/> はい（公約へのリンクを記載） <input type="checkbox"/> いいえ
重要な日付とスケジュール
誰が意思決定者か？ <input type="checkbox"/> 大臣・長官・CEO <input type="checkbox"/> 内閣 <input type="checkbox"/> 閣僚フォーラム・基準設定団体（該当する場合、変更は州及び特別地域によって行われる） <input type="checkbox"/> その他
問題の説明

政府措置の目的の概要
取りうる政策オプション
人々、ビジネス及びコミュニティ組織への想定される影響
政策案の想定される影響は何か？
政策案の想定される影響の大きさをどのように評価するか？その理由は？
どのくらいの個人、ビジネス及びコミュニティ組織が影響を受けるか？
利害関係者との相談を行ったか？行っていない場合、想定される彼らの見解はどういったものか？
連絡先
名前
Eメール・電話
日付
記入した本書式を OIA (Helpdesk-OIA@pmc.gov.au) にメール又は (02) 6271 6270 に電話し、提案について OIA 職員と議論すること。
中小企業、貿易、ジェンダー、地方圏、及び先住民への影響
中小企業への影響について、オーストラリア中小企業及びファミリー企業オンブズマン (ASBFEO) への連絡先 (regulation@asbfeo.gov.au)
政策案がオーストラリアの貿易及び投資法の義務に抵触していないか理解するための連絡先：外務貿易省内貿易及び投資法局 (trade.law@dfat.gov.au) 又は司法省内国際法局 (oil.coordinator@ag.gov.au)
ジェンダーへの影響について、女性省への連絡先 (GIA@pmc.gov.au)
地方圏への影響について、インフラ・運輸・地方開発・通信・芸術省への連絡先 (RAIS@infrastructure.gov.au)
先住民への影響について、国立先住オーストラリア人機関への連絡先 (FirstNationsImpacts@niaa.gov.au)

(参照：<https://oia.pmc.gov.au/sites/default/files/2023-08/preliminary-assessment-form.pdf>)

政府機関から提出された情報に基づいて、OIA は IA が必要か、そうであればどの程度の分析が必要とされるのか、5 営業日以内に助言を行う。政策案の影響が「軽微を超えるもの」を判断された場合、IA が必要となる。また、影響が軽微あるいは非規制的と判断された場合でも、内閣が意思決定者である場合は IA が必要となる。

なお、予備的アセスメントの効率を向上するために、OIA が「除外 (carve-out)」を付与する場合もある。これは、定期的に発生する軽微又は機械的な変更について、OIA と政府機関との間に予備的アセスメントの必要性を除く継続的な合意を結ぶものである。

IA の程度については、2020 年のガイドラインと同様、比例原則が適用される。つまり、IA の「7つの質問」への分析の程度が提案された変更の古保や政策策定プロセスの段階に比例するのである。IA の程度の主要な決定要因も 2020 年のガイドラインと変わらず、①取り組むべき問題の規模、範囲及び重要性、②規制案と代替オプションの性質及びそれらの潜在的影響、③規制策定プロセスの段階と行われる決定の種類の 3 点である。

また、内閣提出の規制案の性質が軽微又は機械的だと評価された場合に、所管する大臣の裁量により IA が提供される場合もある。そのような場合、所管大臣が追加の分析が意思決定過程に有用だと考えて、対応する問題と望ましい解決策の想定される影響に関する簡略的な文書が作成され、IA が関連文書の提出の際に含まれることがあるが、そうした分析が OIA によって公式に評価や公表されることはない。

OIA が問題の範囲や規模を重大と評価した場合、あるいは政府の介入が重大な影響を与える可能性がある場合、政策案が内閣によるものでも、内閣以外によるものでも、IA の「7つの質問」への詳細な分析が必要となる。その場合、IA は OIA の最終アセスメントで 2 段階のプロセスで評価され、最終的な政策決定の発表後に公表されなくてはならない。また、「影響」を分析する際に、遵守費用のような直接的な規制の影響だけでなく、経済、競争、社会、環境等への重大な波及効果や、特定の集団への影響、市場における誘因や阻害要因等も考慮に入れる必要がある。

さらに、取り組むべき問題の重要性と影響だけでなく、分析の程度は下される決定の重要度に応じて変化する。図表 III-4 は、2023 年のオーストラリア政府『規制影響分析のオーストラリア政府ガイド』のユーザーガイドに掲載されている比例原則適用の一般例である。

図表 III-4：比例原則適用の一般例（2023 年）

規制案の性質	意思決定者	IA の必要性	例
規制案が機械的、又は非規制的なものである	内閣以外（大臣あるいは法令で定められた意思決定者等）	IA の必要なし	<ul style="list-style-type: none"> 委員会メンバーの任命 既存のプログラムの延長 既存の要件を明確にするための方法に対する軽微な修正
規制案が機	内閣	IA が必要（提出される	<ul style="list-style-type: none"> 委員会メンバーの任命

規制案の性質	意思決定者	IA の必要性	例
機械的、又は非規制的なものである		影響表での概要でよい)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のプログラムの延長 ・既存の要件を明確にするための方法に対する軽微な修正
規制案が軽微な影響をもちうる	内閣以外（大臣あるいは法令で定められた意思決定者等）	IA の必要なし	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の負担削減のためのデジタル化によるプロセスの相当な合理化 ・措置のリスクは低いが、特定の集団にある程度の影響を与えうる
規制案が軽微な影響をもちうる	内閣	所管大臣の裁量による IA IA 要件は提出される影響表での概要でよい	<ul style="list-style-type: none"> ・規制の負担削減のためのデジタル化によるプロセスの相当な合理化 ・措置のリスクは低いが、特定の集団にある程度の影響を与えうる
規制案が重大な影響をもちうる (軽微又は機械的な影響を超える)	内閣・内閣以外の両方	<p>IA は必要かつ次の内容を含む詳細な分析であることが要求される</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策の最終決定段階で「7つの質問」全てに回答 ・早期における主要な意思決定において少なくとも「7つの質問」の4つに回答し、コンサルティング計画を有する <p>IA は最終政策決定の発表前に OIA によって評価される</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市場への重大な介入 ・部門又は集団に対して重大な負担となりうる措置 ・措置が分析を必要とする重大な二次的影響をもちうる ・過去に例のない新しい規制計画

規制案の性質	意思決定者	IA の必要性	例
		IA は最終政策決定の発表後に公表される (OIA がオーストラリアの経済に重大又は広範な影響があると評価した政策は実施後 5 年以内に PIR が必要)	

(出典：Australian Government, Office of Best Practice Regulation, *User Guide to Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2023)

なお、首相は政府機関による IA 作成を免除する権限を持っているが、その場合は、次の状況に限定されている⁵⁶。

- ①適切な IA を行う前に、決定を必要とする真に緊急かつ予期せぬ出来事が発生した場合。
- ②予算等の機密性の問題があり、IA の策定により機密性が損なわれ、意図しない市場への影響や国益にならない投機的行動につながる可能性が存在する場合。

首相によって免除が与えられた場合、その政府機関は IA の要件を満たしていないとはみなされないが、政策決定が公表された際に、IA が首相によって免除されたこと及びその理由が首相内閣省の Web サイトに記録される。また、首相による免除が与えられた場合、その政策は実施後 2 年以内に事後評価を行わなければならない。

②初期アセスメント

IA が必要とされる場合、政府機関は主要な政策決定が行われる前に、初期アセスメントのために IA を OIA に提出する。初期アセスメントは任意 (optional) とされているが、政府機関の IA が政策決定に対して十分なものであるか OIA が助言することが可能であり、強く推奨されている。

初期アセスメントでは、以下の事項が考慮される。

⁵⁶ *Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis* (2023) , p.47 及び OIA, *Special cases*, <https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-oia-procedures/special-cases#election-commitments> を参照。

- ・提供された情報が政策案の規模と範囲に比例しているか。
- ・その情報がコンサルテーションや最終決定ではないけれども重大な決定を行うのに十分なものか。
- ・利用可能な全ての政策オプションを検討しているか。

初期アセスメントにおいて、政府機関は OIA に IA の「7つの質問」のうち、最初の4つの質問への回答と、コンサルテーションの計画を提出する。IA の7つの質問は、次の通りである。

- ①解決しようとしている政策上の問題は何か？また、どのようなデータが利用可能か？
- ②政策案の目的は何か？その目的を達成するために政府の介入が必要なのはなぜか？成功はどのようにして測定されるのか？
- ③どのような政策オプションを検討しているか？
- ④各政策オプションの想定される純利益は何か？
- ⑤誰に相談し、そのフィードバックをどのように取り入れたか？
- ⑥検討した政策オプションのうち最善のものは何か？また、それはどのように実装されるのか？
- ⑦選択した政策オプションを成功指標に照らしてどのように評価するか？

政府機関が初期アセスメントに必要な IA を提出すると、OIA は提出された IA が比例原則に対して適切か、上記の（最初の4つの）質問にいかによく回答し、『規制影響分析のオーストラリア政府ガイド』の要件に従っているか評価する。この段階で焦点があてられるのは、IA の最初の4つの質問と、目的と意図を含むコンサルテーションの適切な計画が含まれているかどうかである。この段階で OIA が IA で取り組む必要がある分野について助言や、IA の質を向上するために必要な追加の情報に関するコメントを与える場合もある。

意思決定者が内閣以外である場合、早期アセスメント IA が意思決定者に渡される際に IA 及び OIA の評価が含まれる必要がある。内閣が意思決定者である場合は、内閣に提出される政策案に IA のコピーを含まなければならないが、OIA が完全な IA の長さを理由に要約の添付が適切であると助言することもある。

③最終アセスメント

オーストラリアの規制策定プロセスでは、最終的な政策決定は最終アセスメントを経た IA が伴っている必要があるとされる。最終アセスメント IA は IA の「7つの質問」に回答し、副長官（Deputy Secretary）または同等の代表者によって署名し承認されたもので、

政策の最終決定あるいは公表の前に完了している必要がある。

IA の最終アセスメントは、2 段階のプロセスとなっている。1 次評価において、IA の提出から 5 営業日以内に、OIA は提出された IA が政府の要件と一致しているか、「7 つの質問」全てに十分に対処しているか、そして規制案の策定プロセスにおける主要な決定が行われた時点での IA の状況の正確な説明が提供されているかコメントと助言を行う。その OIA の

評価に対し、政府機関は IA を修正する。2 次評価に IA を提出する前に、政府機関が OIA と IA について話し合う回数に制限はない。

2 次評価で、政府機関は修正した IA を OIA の最終アセスメントに提出する。5 営業日以内に OIA は最終アセスメントを提供し、意思決定者に最終的な IA が提出される。OIA は最終的な IA に対し、①模範的实施 (Exemplary practice)、②優良な実施 (Good practice)、③適切 (Adequate)、④不十分 (Insufficient) の 4 段階で評価する。図表 III-5 は IA の 4 段階評価を説明するものである。ただし、OIA が IA を不十分と評価した場合であっても、政府機関は規制案を意思決定者による決定へと進めることは可能である。

図表 III-5 : IA の 4 段階評価

評価の段階	説明
不十分 (Insufficient)	IA が「不十分」と評価された場合、IA に含まれるプロセスと分析の質が低く、意思決定の基礎として使用すべきではないことを意味している。IA が不十分である場合、事後評価を規制導入後 2 年以内に完了する必要がある。
適切 (Adequate)	IA が「適切」と評価された場合、意思決定には十分であるが、妥当なレベルのコンサルテーションが実施されていない等、分析や分析の基礎となる政策策定プロセスに多くの欠点があることを意味している。
優良な実施 (Good practice)	IA が「優良な実施」と評価された場合、IA が「7 つの質問」に対処し、問題の重要性と提案された介入の規模に見合う適切な政策策定プロセスに従った全体的に質の高い分析を含むことを示す。ただし、「優良な実施」と評価された IA には、分析の質又は実行されたプロセスの質が優れておらず、改善可能であった少数の要素が含まれている場合がある。
模範的实施	IA が「模範的实施」と評価された場合、IA が「7 つの質問」それ

評価の段階	説明
(Exemplary practice)	それぞれに対し非常に高い質の分析を含み、政策案と IA の策定プロセスも優れていることを示す。政策立案者は「模範的实施」とされる IA の作成を目指すべきである。

(出典：Australian Government, Office of Best Practice Regulation, *User Guide to Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis*, Canberra, 2023)

IA が分析の質、すなわち「7つの質問」に十分に対応しているか評価するにあたり、OIA は次の項目を考慮する。

- ・ IA が問題と目的を簡潔かつ明確に説明しているか？
- ・ 規制外のものやコンサルテーションで提案されたものを含む、実行可能な政策オプションを多岐にわたって検討しているか？
- ・ 政策上の問題や状況により検討可能な政策オプションが3つ未満である場合、IA に他のオプションが実行可能あるいは現実的でない明確な説明が含まれているか？
- ・ 人々、ビジネス、コミュニティ組織に対する全政策オプションの費用と便益がバランスの取れた客観的な方法で明確に分析されているか？
- ・ 政策オプションの費用と便益を決定するために選択された方法は、問題の規模と複雑さ及び利用可能な方法の長所と限界を考えた場合に最適なものであったか？
- ・ 規制の影響が定量化されているか？
- ・ IA は政策オプションの重大な影響がコミュニティ全体（ジェンダー、年齢、先住民、障害、地域、中小企業等）にどのように分布するか示しているか？
- ・ IA は有意義なコンサルテーションが行われ、影響を受ける利害関係者の意見が考慮されたことを示しているか？
- ・ IA は純利益が最も高い政策オプションを推奨しているか？
- ・ IA は政策案の明確な実施計画及び評価計画は有しているか？
- ・ IA で、政策案の策定における各主要な決定時点での IA の段階が説明されているか？

また、政策案の策定プロセスの質を評価するにあたり、IA は次の項目を評価する。

- ・ コンサルテーションの種類と期間は適切であったか？
- ・ OIA が評価した IA が各主要な意思決定時点の前に意思決定者に提供されたか？
- ・ IA は、OIA の正式な評価の前に、長官、副長官又は最高責任者（あるいは代表）によって認証されていたか？

- ・政策上の問題や状況により検討可能な政策オプションが3つ未満である場合、長官、副長官又は最高責任者（あるいは代表）がそれについて認定書の中で明確に記述していたか？また、それがIAの中で議論されていたか？

なお、プロセスに対する評価は分析の質によって得た評価を下げることはあるが、上げることはない。

早期アセスメントと同様に、意思決定者が内閣以外である場合、2次評価後に規制案が意思決定者に提出される際にIA及びOIAの評価が含まれなくてはならない。意思決定者が内閣である場合、OIAが要約の添付が適切だと助言した場合を除き、内閣に提出される政策案にIAのコピーを含める必要がある。

④公表

政策案の最終決定が発表された後、意思決定者に提供されたIAは、2次評価の認証書とIAの評価段階を記載したOIAの助言とともに、首相内閣省のOIAのWebサイト

(<https://oia.pmc.gov.au/published-impact-analyses-and-reports>)に公開される。IAの公表とその適切性の公表は、規制の策定プロセスで透明性を確保するうえで必須だと考えられている。なお、公表されるにあたり、IAや事後評価はワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアムのウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン(WCAG)に従ったものでなくてはならない。

最終決定ではない内閣の政策決定に使用されたIAで、OIAによる最終アセスメントを受けていないものも、最終決定が発表された後に公開される。そうした状況でIAを公表する場合、OIAは政策案に推奨される分析のレベルを概説し、当該機関のプロセスが不十分であると指摘する。また、こうした状況では、政策案の実施後2年以内に事後評価を行うことが要求される。

⑤事後評価

オーストラリアのIAプロセスにおいて、事後評価(PIR)は特定の要件にあてはまる場合に行われる⁵⁷。PIRの目的は、政策が適切であり続けているか、また、目的を達成するうえで効果的かつ効率的であったかを評価することであり、行政上又は法的に独立した機関を含む、ビジネス、個人、コミュニティ組織に影響を与える政策を策定又は評価する全

⁵⁷ オーストラリア連邦政府の事後評価については、OIA, Post-implementation reviews (<https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-oia-procedures/post-implementation-reviews#purpose-of-a-post-implementation-review>)及びACE, Commonwealth Evaluation Policy (<https://evaluation.treasury.gov.au/about/commonwealth-evaluation-policy>)を参照。

機関に要求されるものである。

なお、上述した通り、OIA が有していた PIR の評価とモニタリングの責任は、2023 年 7 月以降、オーストラリア評価センター（Australian Centre for Evaluation : ACE）に移管している。

OIA が事後評価の必要を助言すると、政府機関は規制が意図した目的をどれだけ達成しているか評価を行う。事後評価が要求されるのは、次のいずれかにあてはまる場合である。

- ・ OIA が政策案を経済に重大又は広範な影響を与えると評価している場合。
- ・ OIA による最終アセスメントを経た IA が政策変更の最終決定において準備されておらず、政策変更が軽微なものや機械的なものでない場合。
- ・ 政策変更が首相により IA 作成を免除されていた場合。

ただし、以前に実施された政策が、期限切れや削除されたこと等により既に効力を持たなくなった場合や、既に実施されていない場合、PIR の実施義務は免除されることもある。

事後評価作成の期限は、図表 III-6 に示す通りである。

図表 III-6 : 事後評価 (PIR) の期限

PIR の理由	PIR の期限
オーストラリア経済への影響が重大又は広範	実施後 5 年以内
規制の変更についての最終決定に IA が準備されていない	実施後 2 年以内
政策の最終決定前に IA が OIA によって評価されていない	実施後 2 年以内 2
OIA が IA を不十分と評価	実施後 2 年以内
首相による IA 作成の免除	実施後 2 年以内

(参照 : <https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-oia-procedures/post-implementation-reviews#purpose-of-a-post-implementation-review>)

上記の期限は、ACE が提出された PIR を評価するために必要な時間が含まれ、PIR 作成中、政府機関は ACE が提案した変更を組み込むために十分な時間を取る責任がある。PIR の初校が提出された場合、ACE は 10 営業日以内に回答するように努めるとされている。

以上の策定プロセスをまとめると、図表 III-7 の通りである。

図表 III-7 : IA プロセスの流れ

第1段階：予備的アセスメント (Preliminary Assessment)
→IA が必要か決定。OIA が規制の影響が軽微を超えるか評価する。
第2段階：初期アセスメント (Early Assessment) (任意)
→IA の「7つの質問」のうち最初の4つに回答すると初期アセスメントが行われる。 ※初期アセスメントは任意だが強く推奨されている。
第3段階：最終アセスメント (Final Assessment)
→OIA が政府の影響分析枠組みを用いた最終 IA を評価。 評価は2段階で実施： 1次評価：「7つの質問」全てに回答した IA を政府機関が提出。5営業日以内に OIA が分析の質について評価及び助言。 2次評価：政府機関は IA を修正し、最終アセスメントに再提出。5営業日以内に OIA が最終評価を提供した後、最終的な IA が意思決定者に提供される。
第4段階：公表 (Publication)
→政策又は措置の公表後、IA を最終評価とともに公表。
第5段階：事後評価 (Post Implementation Review)
→特定の要件に当てはまる場合、事後評価が要求される。

(参照：<https://oia.pmc.gov.au/impact-analysis-process>)

(2) オーストラリア RIA における定量化のルールとコンサルテーション

ア 定量化のルール⁵⁸

上述した通り、オーストラリアの規制策定プロセスは、基本的に「7つの質問」に回答することで行われる。4つ目の質問「各政策オプションの想定される純利益は何か?」では、次の内容についての情報を提供する必要がある。

- ・各政策オプションの純利益の明確な見積もり。貨幣化された純利益が確立されていない場合、純利益の数字を確立するために講じた手順と、それが不可能な理由を詳細に説明する必要がある。
- ・各政策オプションによって誰が影響を受ける可能性があるかを特定し、重要な場合には、経済、競争、社会、環境等の費用と便益、並びにそれらの配分について評価す

⁵⁸ 定量化のルールに関する記述は、*Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis* (2023) 及び OIA, Regulatory Burden Measurement Framework, <https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-assessing-impacts/regulatory-burden-measurement-framework#the-regulatory-burden-measurement-framework> を参照。

る。

- ・分析を行うために使用する方法の説明。
- ・量的影響に加えて質的影響の分析。
- ・適用される国際規格及び、政策案がそれらの基準を採用したものか、または異なるものかについての情報。

オーストラリア政府のガイドラインは、各政策オプションの純利益の測定には、全ての費用と便益が考慮される必要があるとする。また、少なくとも全ての非常に重大な費用と便益については、定量化される必要があるとされる。さらに、費用と便益についての評価は、量的であっても質的であっても、データと仮定が明確に特定され、証拠に基づいたものでなくてはならない。

新規の規制は権利、権限又は義務を変更することにより、金銭的あるいは行動的な費用が生じることが多い。こうした費用は、基本的に金銭的に表すことが可能とされている。一方、規制の便益については、交通安全の取り組みによる人命損失の回避等、しばしば測定が困難であるが、それでも分析を裏付ける実際的で妥当な見積もりを行うことが重要となる。

OIA は規制の費用の量的見積もりを行うための枠組み⁵⁹を作成しており、これに基づき、政府機関は規制の負担見積もりを行う。具体的には、規制負担推定（regulatory burden estimate：RBE）表を政策オプションごとに作成し、IA に含める必要がある。RBE 表は図表 III- 8 のような形式である。

図表 III- 8：規制負担推定（RBE）表

年平均規制費用（通常業務による）

費用の変化 (百万ドル)	ビジネス	コミュニティ組織	個人	費用変化の合計
合計（部門ごと）	\$	\$	\$	\$

（参照：<https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-assessing-impacts/regulatory-burden-measurement-framework#the-regulatory-burden-measurement-framework>）

RBE 表が示す通り、規制費用は年平均として提示する必要がある、基本的に政策の実施期間を 10 年として計算する。全ての費用を貨幣化して RBE に含める必要はないが、特定した行政コスト、実質的な遵守コスト及び遅延コストについては見積もることが可能とさ

⁵⁹ OIA, Regulatory Burden Measurement Framework, <https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-assessing-impacts/regulatory-burden-measurement-framework#the-regulatory-burden-measurement-framework>

れ、RBE 表に含める必要がある。

イ コンサルテーション⁶⁰

規制策定プロセスの「7つの質問」の5番目は、「誰に相談し、そのフィードバックをどのように取り入れたか?」であり、規制の影響の累積や重複を避けるために、規制の策定にあたっては、影響を受ける人々、ビジネス、コミュニティ組織、さらには他の政策立案者とのコンサルテーションを行うことが求められている。IA では、コンサルテーションについて、以下の記述が必要である。

- ・コンサルテーションの目的と意図を説明。
- ・(初期アセスメントにおいて) コンサルテーションを実施する計画を概説。
- ・(最終アセスメントにおいて) 利害関係者の主な見解を概説。
- ・主要な見解の一致点と相違点の要約。
- ・利害関係者の意見を考慮して政策オプションがどのように変更されたか、または反対意見が採用されなかった理由は何かについての説明。

コンサルテーションは、政策案によって影響を受ける利害関係者の多様性を確実に把握するために、広範囲にわたって行われる必要があるとされる。OIA は考える利害関係者として以下の個人又は集団を挙げる。

- ・一般市民
- ・企業、消費者、労働組合、環境団体、その他の利益団体。
- ・州、準州、地方自治体政府。
- ・オーストラリア政府の省庁、機関、法定組織、委員会。
- ・オーストラリアの貿易相手国及び多国間組織。

IA 作成におけるコンサルテーションには、①市民全体への(full public)コンサルテーション、②対象限定的な(targeted)コンサルテーション、③機密の(confidential)コンサルテーション、④決定後の(post-decision)コンサルテーションの4つの選択肢が存在する。基本的に、市民全体へのコンサルテーションが適切とされており、限られた形式のコ

⁶⁰ コンサルテーションに関する記述は、*Australian Government Guide to Regulatory Impact Analysis* (2023) 及び OIA, *Best practice consultation*, <https://oia.pmc.gov.au/resources/guidance-oia-procedures/best-practice-consultation#introduction> を参照。

ンサルテーションが用いられる場合、説得力のある説明を必要とする。

コンサルテーションの形式は、検討中の問題、コンサルテーションの対象、利用可能な時間とリソースによって決まることが多い。次第に、EメールやWebベースのフォーラムといった電子的な手段を通じた市民参加が検討されるようになってきている。

OIAは、オンラインのコンサルテーションについて、規制策定プロセスにおける継続的なコンサルテーションは、Webベースのフォーラムを確立することで実施が容易となり、また、そうしたフォーラムは求めている情報の性質に応じて一般に公開することも、非公開で行うこともできるものとして推奨している。OIAによれば、オンライン形式のコンサルテーションは、従来の書面による方法を強化及び保管し、市民参加を促進し、市民からのフィードバックを求めるうえで、より多くの方法を提供するものである。

おわりに

本稿では、RIA について日本に先行する事例として、アメリカ、イギリス、オーストラリアにおけるその取組と実態を紹介してきた。

「はじめに」で述べたように、3カ国とも EBPM の推進を図る中で、エビデンスに基づく政策効果の把握・分析するための取組として規制の影響評価に関する枠組みを比較的早い時期から進めてきた。規制が経済や社会に与える影響を考慮して根拠に基づく政策決定を行うという規制の影響評価の役割についての見解は政権が交替しても大きな相違はなく、各国ともが過去の政権で作られた大枠は維持しながらも、試行錯誤を伴いつつ有効性の高い規制の政策評価の枠組みを目指して改革を進めてきたという点では共通している。アメリカにおけるトランプ政権からバイデン政権への交代時に起きたような前政権の改革を全面的に撤回するような改革は、例外的といえるだろう。

各国に共通する近年の傾向としては、規制が経済に与える負担を重視して代替オプションの検討が強調されていること、規制の影響評価作成自体の負担もあり、比例制の原則が強調され、評価の作成プロセスの簡略化が進められてきていること等がある。オーストラリアの事例で顕著だが、この評価の作成プロセスの簡略化については、迅速な政策決定が求められるような状況を生み出したコロナ禍がそれを押し進めた要因の一つとなっている。また、規制の影響の定量化については、引き続き推奨されているものの、質的な影響について考慮するよう言及がなされるのも、近年の傾向といえる。

一方で、事後評価については、各国とも重要性は強調しつつも、実体として不十分な状況が続いている状況である。これには、影響分析の評価やモニタリングを管轄する部署の負担の大きさも一因だと考えられ、オーストラリアにおいては、2021年からは事後評価の評価・モニタリングは、首相内閣省の OIA から財務相に新設されたオーストラリア評価センターに移管された。事前評価と事後評価の評価・モニタリングを分ける取組がどのような効果を示していくか注目されるところである。

最後に、規制の政策評価は、規制策定過程における透明性を高めることもその重要な意義の一つであるが、これについては、各国とも様々な形でオンラインを活用する取組の構築を進めている。例えば、アメリカの事例では、RIA の市民参加と透明性を向上させるために OIRA は自身の Web サイトに加えて、審査中の政府機関の文書の状態に関する情報を提供する RegInfo.gov と市民が公開された規制措置を検討してコメントしたり、政府機関が提供する裏付け資料を閲覧したりすることを可能にする政府全体のポータル・サイト Regulations.gov を活用している。また、ハンディキャップのある人のアクセシビリティをあげるような取組も行っている。しかし、こうした取組がスピードを持って進められるのは、おそらく市民の側からの働きかけも大きいはずであり、そうしたボトムアップの動きをどのように高めていくか、という点が日本の課題の一つであると考えられる。